

SAPPORO



第2次札幌市消防団ビジョン

令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度)



— ビジョンの策定にあたり —

日頃から地域防災活動にご尽力いただいている団員各位、そして消防団活動に深いご理解とご協力をいただいている市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

札幌市消防団は、平成28年度(2016年度)に策定した「札幌市消防団ビジョン」の計画期間終了という節目を迎えました。この間、私たちは組織の基盤強化に全力で取り組んでまいりました。前ビジョンによって、確立された組織運営の成果は、今日の活動の確かな土台となっています。

一方で、社会情勢は刻々と変化しています。団員の減少や高齢化などの課題が続くなか、大規模災害への備えを含め、消防団が果たすべき役割はより多様化しています。これまでの伝統ある活動を礎としつつ、今後は、地域コミュニティの活性化や共助の輪を広げる役割など、「次代に繋がる地域防災の担い手」として、その歩みをさらに進めていく必要があります。

こうした時代の要請に応えるため、この度新たに「第2次札幌市消防団ビジョン」を策定いたしました。本ビジョンは、前ビジョンの歩みを尊重しつつ、札幌市の最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」との連携をより密接にしたものです。これにより、消防団が「まちづくり」という大きな流れの中で、どのような役割を担い、いかに貢献していくのかを、より体系的かつ明確に提示しています。

私たち札幌市消防団は、これまでの伝統と絆を大切にしながらも、従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想で、持続可能な活動の道を切り拓いてまいります。市民の皆様と手を取り合い、誰もが安心して暮らせる札幌の未来を築くため、決意を新たに邁進していく所存です。

令和8年(2026年)4月
札幌市10消防団連合協議会
会長 中西 光宏

もくじ 第2次札幌市消防団ビジョンの構成

第1章 はじめに

1 策定の趣旨	1
2 位置付け・構成	2
3 計画期間	2

第2章 消防団について

1 消防団とは	3
2 消防団に関する国の動向	4
3 札幌市消防団の組織体制	4
4 札幌市消防団の概要	5
5 札幌市消防団の活動	8
6 札幌市消防団の位置付け・役割	10

第3章 札幌市消防団を取巻く状況

1 昨今の社会経済情勢	16
2 札幌市の将来見通し	17
3 札幌市の災害環境	18
4 札幌市の災害発生状況	19
5 札幌市の災害被害想定	21
6 札幌市消防団の課題	26

第4章 札幌市の中長期計画と札幌市消防団

1 「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の概要	27
2 まちづくりの基本目標ごとの目指す姿と実現に向けた施策	28
3 目標達成に向けた消防局（署）と消防団の役割	30
4 アクションプラン2023の概要（消防団関係部分抜粋）	30

第5章 ビジョンの推進と評価

1 「第1次札幌市消防団ビジョン」の取組結果	31
2 ビジョンの理念と基本目標	32
3 重点施策と具体的な取組	32
4 ビジョン推進のための成果評価軸	34

第2次札幌市消防団ビジョンの構成

第1章 はじめに（P 1～2）

策定の趣旨、位置付け・構成、計画期間

第2章 消防団について（P 3～15）

消防団に関する国の動向

札幌市消防団の組織体制・概要・活動、札幌市消防団の位置付け・役割

第3章 札幌市消防団を取巻く状況（P 16～26）

昨今の社会経済情勢、札幌市の将来見通し・災害環境・災害発生状況・災害被害想定
札幌市消防団の課題

第4章 札幌市の中長期計画と札幌市消防団（P 27～30）

「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の概要、目指す姿と実現に向けた施策
目標達成に向けた消防局（署）と消防団の役割、アクションプラン2023の概要

第5章 ビジョンの推進と評価（P 31～34）

「第1次札幌市消防団ビジョン」の取組結果

理 念

「札幌市の安全・安心なまちづくり」を支え、地域と連携しながら、
市民の信頼に応える強靱な消防団

基本目標

基本目標 1

高度な知識・技術による
災害対応能力の確立

基本目標 2

地域と連携した効果的な
地域防災力の強化

基本目標 3

持続可能な活動を支える
組織基盤の確立

重点施策

重点施策 1

災害対応力の
強化

重点施策 2

地域防災力向上
への貢献

重点施策 3

装備・施設の計画的な整備

重点施策 4

体系的な教育
訓練の実施

重点施策 5

多様な団員確保
と組織の維持

成果評価軸

A. 新規入団者に占める20～
30代の割合

51 % ▶ 60 %以上

B. 20～30代の入団5年後
の継続活動者の割合

38 % ▶ 55 %以上

C. 大規模災害を想定した実
践的訓練への延べ参加率

32 % ▶ 50 %以上

消防団は、地域住民を中心に構成されており、各消防署はもちろん、地域の自主防災組織などの団体と連携し、様々な活動を行っています。消防団員は、本業を持ちながらも、平常時には防火啓発、訓練など、非常時には各種災害対応を行い、地域住民の安全・安心の確保に努めています。

しかしながら、昨今では、地域コミュニティの変容や就業形態の多様化など、社会情勢の変化により、消防団体制の維持が困難な状況となっています。特に、団員の高齢化や減少は喫緊の課題です。

一方で、発生が危惧されている巨大地震や風水害等の大規模災害に迅速に対応するためには、地域に密着した消防団の存在は欠かせず、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律※₁」の制定を背景に、消防団に対する市民からの期待はますます高まっています。

このような中、札幌市消防団の将来像を明確にし、計画的に事業を展開していくため、平成28年度(2016年度)に、「札幌市消防団ビジョン」(以下「第1次消防団ビジョン」という。)を策定し、運用してきたところですが、令和7年度(2025年度)で計画期間が終了し、計画の区切りを迎えます。

この節目にあたり、第1次消防団ビジョン計画期間の取組を振り返るとともに、今後10年間の取組を効果的・効率的に推進するため、「第2次札幌市消防団ビジョン」(以下「第2次消防団ビジョン」という。)を策定します。

本ビジョンは、組織の発展・維持に焦点が偏りがちであった第1次消防団ビジョンの経験を踏まえ、札幌市の長期的な都市計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン※₂」を土台とします。これにより、札幌市のまちづくり※₃を支え、市民の安全と安心に貢献する公的機関としての役割や立場をより体系的かつ明確にし、従来の枠組みにとらわれることなく社会や環境の変化に柔軟に対応しながら、持続可能※₄な活動を展開し、札幌市が目指す都市像の実現に貢献していくための、道筋となる基本目標と重点施策を確立するものです。

※1【消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律】平成25年(2013年)12月に施行された法律。通称「消防団新法」。少子高齢化や社会構造の変化に伴い消防団員が減少している現状を受け、消防団を地域防災力の「中核」と位置付けた。国や地方公共団体に対し、消防団の装備の拡充、教育訓練の充実、団員の処遇改善、および入団促進のための適切な措置を講ずることを義務付けている。

※2【第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン】令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間の計画期間とする、札幌市の最上位計画。目指すべき都市像として「『ひと』『ゆき』『みどり』の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ」を掲げている。まちづくりの重要概念として「ユニバーサル(共生)」「ウェルネス(健康)」「スマート(快適・先端)」の3つを定めている。

※3【まちづくり】快適な生活環境の確保、地域社会における安全や安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体。

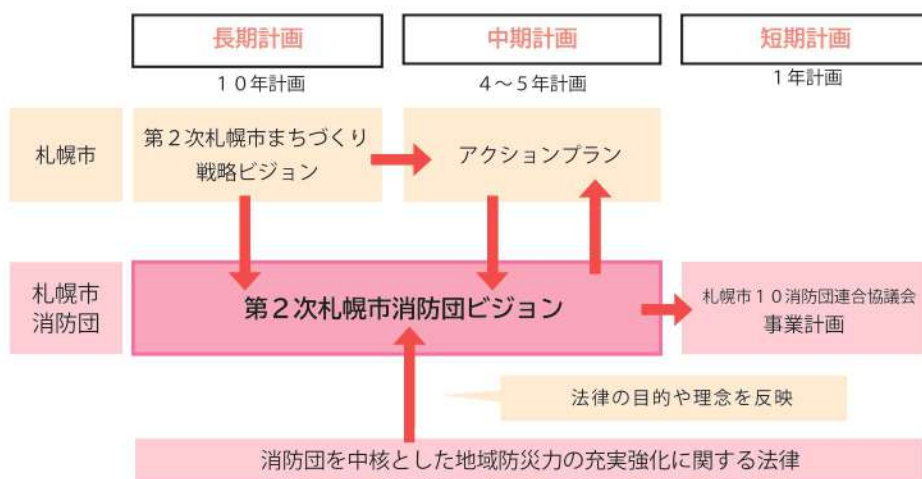
※4【持続可能】人間活動、特に文明の利器を用いた活動が、将来にわたって持続できるかどうかを表す概念。環境問題やエネルギー問題だけでなく、経済や社会など人間活動全般に用いられる。

2

位置付け・構成

第2次消防団ビジョンは、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の目的及び基本理念を反映し、札幌市の最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」に沿って策定されるものであり、札幌市消防団に関する中長期的な指針として位置付けます。

また、第2次消防団ビジョンの基本方針に沿った具体的な取組は、最上位計画を実現するための中期実施計画（アクションプラン）※5や、札幌市10消防団連合協議会※6により定められる事業計画（札幌市消防団の短期計画）の中で示していきます。



3

計画期間

第2次消防団ビジョンの計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。

年度	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
第2次札幌市まちづくり 戦略ビジョン										
中期実施計画 (アクションプラン)										
第2次札幌市消防団ビジョン										
札幌市10消防団連合協議会 事業計画										

※5【中期実施計画（アクションプラン）】第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンに示すまちづくりの基本的な方向に沿った施策を計画的・効果的に推進していくため、短中期間で取り組む具体的な事業について定めるとともに、各年度の予算編成や事業執行の指針として策定する計画。

※6【札幌市10消防団連合協議会】札幌市内にある10の消防団（中央、北、東、白石、厚別、豊平、清田、南、西、手稲）の団長等で構成される組織。消防団相互の連携を密にするとともに、消防団員の活動環境の整備や、消防団制度の円滑な運営に資することを目的としている。

1

消防団とは

消防団は、消防組織法第9条の規定に基づき市町村に設置された消防機関です。消防団員は、通常時の火災や風水害、そして地震などの大規模災害発生時の活動に従事する非常勤の特別職地方公務員※7であり、消防本部や消防署と同様に、市民の生命、身体及び財産の保護という共通の目標達成のために活動しています。

消防団は、地域に密着した地域防災の中核として、平常時・非常時を問わず住民の安全・安心を守る地域防災のリーダーとしての重要な役割を担っています。

札幌市における消防局(署)と消防団は、目標達成に向け、それぞれ異なる特性と役割を活かし、協力し合う一体的な消防機関です。具体的には、専門性・即応性を持つ消防局に対し、消防団はその地域密着性・動員力を活かして活動を補完し合い、相互に連携することで、札幌市全体の地域防災力の充実強化を目指しています。

また、両組織は行政面でも密接に連携しており、消防団に関する事務は消防局の職員課が主管しています。そして、各消防署の庶務係が消防団本部と連携を取りながら、日常的な事務の執行を通じて消防団の活動を支えています。

札幌市長
(消防機関を設置)

札幌市消防局(常備消防)

組織

- 1局10消防署(41出張所)
- 常勤の一般職地方公務員
- 市内全域の消防・救助、救急を担う
- 高度な知識・技術・装備

活動

- 24時間体制で勤務し、火災、救急、救助の最前線で活動します。
- 高度な専門技術と装備を有し、災害に対して迅速かつ専門的に対処します。
- 消防行政の中核として、各種法令に基づく予防査察や指導、消防計画の策定などを担います。

事務

- 消防団の活動に必要な予算の要求、被服や資機材の調達と維持管理、団員への報酬・費用弁償の財源確保と執行といった、金銭・物資に関する事務を一元的に管理します。
- 消防団に関する条例や規則の制定・運用、団員への表彰、活動を支える訓練・研修計画の提供など、組織の根幹に関わる事務を主導します。
- 消防局の職員課が消防団事務を主管し、さらに各消防署の庶務係が窓口となり、消防団本部と連携を取りながら、日常的な事務手続きを執行しています。

札幌市消防団(非常備消防)

組織

- 10消防団(10本部・72分団)
- 非常勤の特別職地方公務員
- 地域の消防・防災を担う
- 地域密着性、要員動員力

活動

- 火災や大規模災害が発生した際、自宅や職場から現場に駆けつけ、消防職員と協力して情報収集、避難誘導、活動支援などの災害対応を行います。
- 火災予防運動への参加、防災訓練の指導、巡回広報など、地域に密着した防火・防災指導を通じて、地域の防災力向上に貢献します。

事務

- 団員の入団、退団、昇任といった人事情報に関する申請・報告を行い、消防局が主管する人事事務を支えます。
- 訓練や災害出動の実施状況、使用した資機材の報告など、活動実績に関する事務を処理し、消防局へ提出します。
- 団員が出動や訓練に参加した際の費用弁償や報酬に関する申請事務を実務的に行います。

連携・協力

※7【特別職地方公務員】地方公務員法に基づき、一般職(市職員等)とは異なる性質を持つ公務員の職。消防団員のほか、市長や議会議員などが含まれる。一般職に課される政治的行為の制限は原則として適用されないが、公職選挙法や条例により、その地位や名義を利用した政治的行為は禁止されている。

阪神・淡路大震災※⁸や東日本大震災※⁹の経験等を踏まえ、地域防災体制の確立が喫緊の課題となっている一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっている現状に鑑み、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として、平成25年(2013年)12月13日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されました。

■消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の概要

1 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施(1条～3条)
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務、など(4条)
- 防災活動への参加に係る住民の努力義務(5条)
- 地域防災力の充実強化に関する、住民、自主防災組織※¹⁰、消防団、地方公共団体、国等の関係者相互の連携協力義務(6条)
- 災害対策基本法上の市町村地域防災計画※¹¹における、地域防災力の充実強化に関する事項についての策定・実施に関する努力義務、災害対策基本法上の地区防災計画※¹²を定めた場合の、地域防災力を充実強化するための具体的な事業計画の策定義務など(7条)

2 基本的施策

(1) 消防団の強化等

- 消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため必要な国及び地方公共団体の措置義務(8条)
- 消防団の強化に関する具体的措置

●消防団への加入の促進のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(9条)

●公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)

●事業者・大学等の協力(11条・12条)

●消防団員の処遇の改善のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(13条)

●消防団の装備の改善及び消防の相互応援の充実のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(14条)

●消防団の装備の改善に対し必要な国及び都道府県の財政上の措置に関する努力義務(15条)

●消防団員の教育訓練の改善及び標準化等のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(16条)

(2) 地域における防災体制の強化

○防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等に関する市町村の努力義務(17条)

○自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置に関する市町村の努力義務(18条)

○自主防災組織等に対する国及び地方公共団体の援助(19条・20条)

○学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な国及び地方公共団体の措置義務(21条)

札幌市消防団は、条例定数2,150名とし、市内10の行政区にそれぞれ1消防団ずつ全10消防団が設置されており、分団単位で地域に密着した活動を行っています。

札幌市長										合計
中央消防団	北消防団	東消防団	白石消防団	厚別消防団	豊平消防団	清田消防団	南消防団	西消防団	手稲消防団	10消防団
1本部	1本部	1本部	1本部	1本部	1本部	1本部	1本部	1本部	1本部	10本部
13分団	11分団	10分団	7分団	4分団	6分団	4分団	8分団	5分団	4分団	72分団

※8【阪神・淡路大震災】平成7年(1995年)1月17日に発生した、兵庫県南部を震源とするマグニチュード7.3の直下型地震。この震災では、公的な消防・警察等による「公助」が限界に達する中、消防団をはじめとする地域住民による「共助」が多くの命を救った。この教訓から、地域防災力の重要性が再認識され、後の平成25年(2013年)の「消防団新法」制定へとつながる大きな契機となった。

※9【東日本大震災】平成23年(2011年)3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震による災害。最大震度7、マグニチュード9.0という日本国内観測史上最大の地震であり、広域にわたり巨大な津波が発生した。消防団員は、自らも被災者でありながら、住民の避難誘導や水門閉鎖などの活動に従事したが、その過程で多くの団員が犠牲となった。この教訓を受け、団員の安全確保と装備の拡充、および防災教育の徹底が全国的な課題となった。

※10【自主防災組織】「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、町内会単位などで住民が自発的に結成する組織。災害時の初期消火や救出活動、避難誘導など、地域における「共助」の中核的な役割を担う。

※11【市町村地域防災計画】災害対策基本法に基づき、市町村の防災会議が作成する計画。当該自治体の区域における防災に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの一連の手順を定めたもの。札幌市では「札幌市地域防災計画」として策定されており、消防団の活動内容についても本計画内に規定されている。

※12【地区防災計画】平成25年(2013年)の災害対策基本法改正により制度化された、町内会などの地域住民が主体となって自発的に作成する防災計画。地域の実情に応じた具体的な避難方法や防災活動を定め、市町村の「地域防災計画」に反映させるよう提案することができる。

札幌市消防団は、定員2,150名に対し、実員1,640名となっており、充足率^{※13}は76.3%となっています。女性消防団員の割合は、25.2%となっており、これは、大都市（20都市）^{※14}の中では最も高い割合となっています。

また、団員の平均年齢は、52.0歳で、全国平均と比較して高い状況となっています。

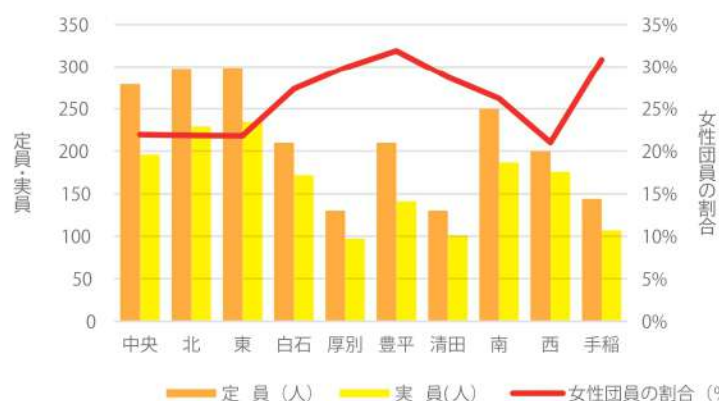
■消防団員配置状況

令和7年4月1日現在

区 分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
定 員 (人)	2,150	279	298	299	210	130	210	130	250	200	144
実 員 (人)	1,640	196	229	234	172	97	141	101	187	176	107
充足率 (%)	76.3%	70.3%	76.8%	78.3%	81.9%	74.6%	67.1%	77.7%	74.8%	88.0%	74.3%
女性 (内数)	413	43	50	51	47	29	45	29	49	37	33
女性 (%)	25.2%	21.9%	21.8%	21.8%	27.3%	29.9%	31.9%	28.7%	26.2%	21.0%	30.8%

■消防団員配置状況グラフ

令和7年4月1日現在



■年齢別消防団員数

令和7年4月1日現在 (単位: 人)

区 分	総数		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
総 数	1,640		10	20	82	83	225	329	891
20 歳未満	11	0.67%							11
20～24 歳	72	4.39%							72
25～29 歳	34	2.07%						4	30
30～34 歳	41	2.50%						7	34
35～39 歳	90	5.49%					2	11	77
40～44 歳	140	8.54%				2	4	20	114
45～49 歳	226	13.78%			2	4	17	43	160
50～54 歳	315	19.21%			7	8	42	89	169
55～59 歳	225	13.72%			6	13	48	55	103
60～64 歳	216	13.17%	1	6	23	27	44	45	70
65歳 以上	270	16.46%	9	14	44	29	68	55	51

■消防団員充足状況及び平均年齢の推移

	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
実 員 (人)	1,696	1,697	1,721	1,721	1,668	1,640
充足率 (%)	78.90%	78.90%	80.00%	80.00%	77.60%	76.28%
平均年齢 (歳)	50.9	51.8	51.5	51.7	51.5	52.0
(男性)	51	51.8	51.5	51.7	51.4	52.2
(女性)	50.7	52	51.6	51.8	51.6	51.5

※ 全国の平均年齢 (R 6.4.1) : 44.0 歳

■勤続年数別消防団員数

令和 7 年 4 月 1 日現在(単位:人)

区 分	総 数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
総 数	1,640	10	20	82	83	225	329	891
1 年未満	120	7.3%						1 2
1 年～4 年	339	20.7%		1	1	2	4	0
5 年～9 年	284	17.3%		1	1	6	61	3 3
10 年～14 年	248	15.1%		2	3	26	1 0	1
15 年～19 年	231	14.1%	1	7	12	57	0 9	2 1
20 年～24 年	160	9.8%		12	22	58	5	5
25 年～29 年	115	7.0%	3	19	17	45	40	1 1
30 年～34 年	65	4.0%	2	6	19	16	14	18 7 5
35 年～39 年	39	2.4%	3	6	12	3	11	5 9
40 年～	32	2.0%	4	4	5	7	5	3 28
39 年 40 年	7	0.4%	1		4	1	1	3 13

■就業分類別消防団員数

令和 7 年 4 月 1 日現在

項 目	人数	割合
無職数 (主婦・学生含む)	217	13.2%
被雇用者数 (家族従事者・役員含む)	1,098	67.0%
自営業者数	325	19.8%
被雇用者・自営業者数 合計	1,423	86.8%
団員数	1,640	—

※ 全国の被雇用者の割合(R6.4.1):73.2%

■学生消防団員数

	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
学生数 (人)	68	59	66	72	75	64
学生割合 (%)	4.01%	3.48%	3.83%	4.18%	4.50%	3.90%
実員 (人)	1,696	1,697	1,721	1,721	1,668	1,640

※ 全国の学生団員(R6.4.1):7,122人(比率:0.95%)

■施設・車両・ポンプ

施 設	詰所	33 棟
	機具置場	40 箇
車 両	消防ポンプ車	所
	多機能型消防車	1 台
	防災活動車	2 台
ポンプ	軽可搬消防ポンプ	1 台
	車両付きポンプ (多機能型消防車に積載)	80 台

■資機材

資機材	活動器具	簡易救助資機材 (発電機、投光器、中とび、スコップ、ジャッキ、折りたたみ担架等)	72 分団に配置
	救助器具	油圧カッター、エンジンカッター、チェーンソー等	ポンプ自動車及び 多機能型消防車に積載
	装備品	防火衣	544 セット
		救命胴衣	432 着
		防塵メガネ	432 個
		防塵マスク	4,300 枚
	情報伝達	デジタル簡易無線機 (予備含む)	540 台
		特定小電力トランシーバー	1,386 台
	その他	携帯用拡声器、組立水槽、傷病者対応資機材等	必要数

■歴史

明治維新後	● 各地の消防組織は江戸時代の町火消を継承していたが、地域によってばらつきがあった。
明治 27 年 (1894 年)	● 消防組規則公布 ● 全国的な統一が図られ、府県知事の管掌のもと、警察が指揮監督し、費用は市町村が負担。 ● 札幌消防組を公設
昭和 14 年 (1939 年)	● 警防団令公布 ● 消防組解消、消防団と防護団を統合した警防団が全国一斉に発足 ● 札幌市警防団発足
昭和 22 年 (1947 年)	● 消防組織法公布 ● 自治体消防発足、警防団令廃止 ● 札幌市消防団設置条例公布
昭和 23 年 (1948 年)	● 札幌市消防団発足
昭和 29 年 (1954 年)	● 1 消防団 22 分団
昭和 30 年 (1955 年)	● 1 消防団 24 分団
昭和 36 年 (1961 年)	● 4 消防団 38 分団 ● 4 消防団 40 分団
昭和 41 年 (1966 年)	● 5 消防団 47 分団
昭和 42 年 (1967 年)	● 5 消防団 49 分団
昭和 47 年 (1972 年)	● 6 消防団 51 分団 ● 8 消防団 58 分団 ● 8 消防団 60 分団
昭和 48 年 (1973 年)	● 8 消防団 61 分団
昭和 50 年 (1975 年)	● 7 消防団 61 分団 ※1 区 1 消防団制とした。
昭和 57 年 (1982 年)	● 7 消防団 67 分団
昭和 60 年 (1985 年)	● 7 消防団 68 分団 ※分区 厚別、手稲消防団新設
平成元年 (1989 年)	● 9 消防団 72 分団
平成 9 年 (1997 年)	● 10 消防団 74 分団 ※分区 清田消防団新設
平成 11 年 (1999 年)	● 10 消防団 72 分団 ※分団統合

※13【充足率】条例で定められた消防団員の定数に対し、実際に任命されている団員の割合のこと（実員 ÷ 定数）。消防団の組織維持や活動能力を測る指標の一つとして用いられる。

※14【大都市（20 都市）】消防統計等において比較対象とされる、東京 23 区（特別区）と、全国の政令指定都市から大阪市を除いた 19 市の計 20 都市のこと。大阪市は戦後の消防体制発足時より法律上の「消防団」を設置していないため、消防団に関する比較検討の際は、大阪市を除く 20 都市をグループとして扱う。

消防団の活動は大きく、平常時の活動と災害時の活動に分けられますが、札幌市消防団の現在の活動は、歴史的な背景、災害態様の変化、常備消防※15の充実などから、平常時の活動が主業務となっており、火災への出動は、全出動のわずか2%程度に留まっています。

また、各災害への出動率は、約12%となっています。

■消防団員出動状況

	総数		火災・水災害	研修・訓練	予防・警戒	その他
	回数	人数	回数	回数	回数	回数
令和7年	7,091	27,361	216	2,152	1,085	3,639
令和6年	7,366	27,890	149	2,163	1,139	3,915
令和5年	7,047	26,804	163	2,104	1,231	3,549
令和4年	7,467	25,808	144	2,844	1,345	3,134
令和3年	5,054	15,687	196	881	1,855	2,122

■災害への出動率

令和6年	指令件数	出動件数	出動率
火災出動	635	149	23.5%
救助出動	1,576	114	7.2%
ガス漏れ出動	121	19	15.7%
災害合計	2,332	282	12.1%

(1) 平常時の活動

● 予防・警戒

自主防災組織への訓練指導、防火広報活動、地域の巡回パトロール、応急手当指導、グループホームへの防火指導などのほか、令和3年度からは、防災に関する専門的な知識・技術を有した200名以上の消防団員が「札幌市地域防災指導員※16」として、地域住民や小中学校の生徒に防災指導を行っています。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
地域からの要請回数	5回	39回	80回	94回	218回
指導員出勤延べ人数	14人	213人	515人	690人	1,432人

● 研修・訓練

消防学校研修、応急手当指導研修、消火訓練、ポンプ・各種資機材取扱訓練などを行っています。

【防災指導の様子】



【訓練の様子】

(2) 災害時の活動

● 通常災害

火災、救助、山岳遭難者搜索等の通常災害では、主に常備消防の後方支援として活動しています。

● 大規模災害

地震、風水害等の大規模災害発生時は、消防団指揮本部※17を設置して、常備消防と連携した活動を行っています。直近では北海道胆振東部地震※18において、常備消防がより高度な救助・消火活動に集中できるよう、消防団は灯油タンク転倒時の安全確認や応急対応など、地域に密着したきめ細かな活動を展開しました。

■北海道胆振東部地震での対応状況

灯油タンク転倒・漏洩	17 件
自動火災報知設備	16 件
煙突の倒壊危険等	10 件
軽易な閉じ込め	8 件
その他	26 件
合計	77 件

■北海道胆振東部地震での対応事案内訳

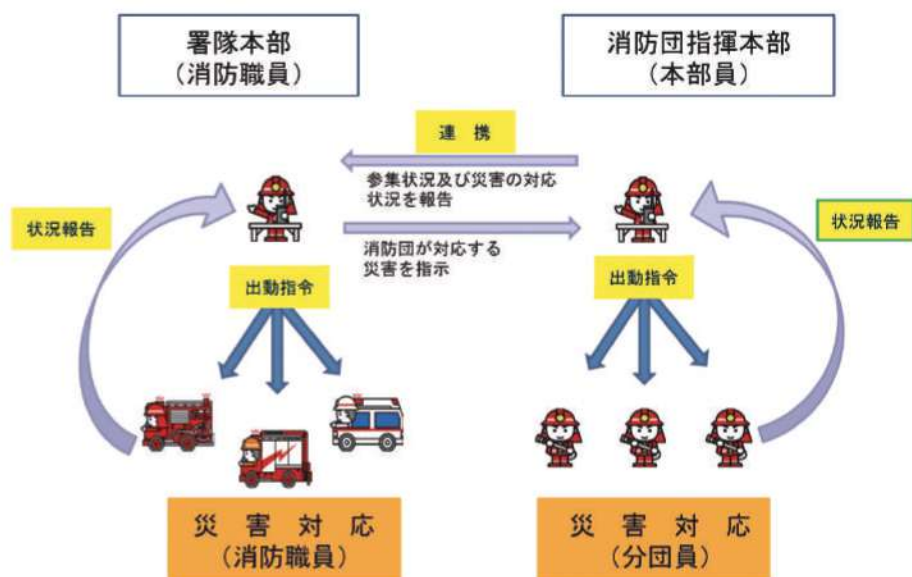
参集人員	779 人
実員数	1,867 人
参集率	41.7%
災害対応件数	77 件
災害対応人数（延べ）	239 人

■【参考】常備消防の対応件数

火災	29 件
救助	38 件
危険排除	1,118 件
救急	553 件
合計	1,738 件

※発災日（9/6）の全件数
（地震と関係のない通常の救急事案等を含む。）

■大規模災害時の対応イメージ



【胆振東部地震対応時の様子】



※15【常備消防】市町村に設置された消防本部および消防署のこと。専任の職員（消防士）が24時間体制で勤務し、消火・救急・救助活動にあたる。これに対し、消防団のように普段は別の職業に従事する市民によって構成される体制を「非常備消防」と呼び、両者が補完し合うことで地域の防災体制が維持されている。

※16【札幌市地域防災指導員】所定の養成研修等を修了した札幌市消防団員の中から、消防局長が認定した指導員。現役の消防団員としての知見を活かし、自主防災組織等からの要請に応じて、訓練指導や活動支援を行うことで地域防災力の向上に寄与する。

※17【消防団指揮本部】大規模災害などの発生時に、消防団の組織的な活動を統括するために設置される拠点。常備消防（消防署）が設置する「署隊本部」と密接に連携しながら、消防団全体の運用方針の決定、各分団への指令、活動状況の把握などを行い、団独自の指揮命令系統を確立する役割を担う。

※18【北海道胆振東部地震】平成30年（2018年）9月6日に発生した、胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6.7の地震。厚真町で最大震度7を観測したほか、札幌市東区でも震度6弱を観測し、道内全域におよぶ停電（ブラックアウト）が発生した。

札幌市には、防災行政を円滑に運営するための組織として、災害対策基本法に基づく「札幌市防災会議」があり、その中で「札幌市地域防災計画」、「札幌市水防計画」の策定及び推進が図られていますが、札幌市消防団も構成機関・団体として深く関わっています。

また、札幌市国民保護計画では、武力攻撃や大規模なテロ等が発生した場合における消防団の役割（「警報の伝達」、「避難指示の伝達」、「避難住民の誘導」等）が規定されています。

消防団は、非常勤の職員でありながら、このように大規模災害等が発生した場合における各種計画等での役割がはっきりと定められています。消防団の活動が複雑多様化している昨今、団員一人ひとりが、自らの活動が法的根拠に基づいた「責任ある公務」であることを正しく理解し、その重要性を再認識することが不可欠です。本項で示す具体的な職責を共通の理解とし、消防団が札幌市の安全を支える不可欠な組織であることを再確認した上で、本ビジョンの具体的な施策を展開します。

(1) 札幌市防災会議(災害対策基本法第16条第1項)

札幌市	市長、副市長、危機管理監、消防長、 消防団長 （下部組織の「地震対策部会」の構成員でもある。）
指定地方行政機関	北海道開発局、北海道財務局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道産業保安監督部、北海道運輸局札幌運輸支局、東京航空局丘珠空港事務所、札幌管区气象台、北海道総合通信局、札幌中央労働基準監督署
自衛隊	陸上自衛隊第11旅団第18普通科連隊
北海道	北海道石狩振興局、北海道空知総合振興局
警察	北海道警察本部
指定公共機関	北海道旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本郵便株式会社北海道支社、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、日本通運株式会社札幌支店、北海道電力ネットワーク株式会社道央統括支店、楽天モバイル株式会社
指定地方公共機関	北海道放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、北海道テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道、株式会社エフエム北海道、株式会社エフエム・ノースウェーブ、株式会社STVラジオ、北海道ガス株式会社、一般社団法人北海道LPガス協会、一般社団法人札幌市医師会、一般社団法人札幌歯科医師会、公益社団法人北海道看護協会、一般社団法人札幌地区トラック協会、一般社団法人北海道警備業協会、一般社団法人札幌薬剤師会、公益社団法人北海道獣医師会石狩支部
市長が防災上必要と認める者	札幌地区バス協会、公益社団法人札幌消費者協会、札幌商工会議所、一般社団法人札幌建設業協会、札幌市設計同友会、札幌市全区災害防止協力会連絡協議会、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

(2) 札幌市地域防災計画 地震災害対策編 第2章 災害予防計画

節	内 容	消防団関係部分
第1節	災害予防対策の基本方針	
第2節	災害に強い組織・ひとづくり	
第3節	災害に強い地域づくり	○
第4節	災害に強い都市づくり	
第5節	公共施設等の災害対策	
第6節	ライフラインの災害対策	
第7節	災害情報収集・伝達システムの強化	
第8節	消防体制の強化	○
第9節	医療・衛生・環境の体制づくり	
第10節	被災者支援の体制づくり	
第11節	地区防災計画	

■第3節「災害に強い地域づくり」の体系

この節の対策	対策の体型	所管課	対策の現状及び計画
第1 自主防災 活動の推進	1 組織・人に対する支援策	危機管理局危機管理部	省略
	2 資機材に関する支援策	危機管理課、各区市民	
	3 情報に関する支援策	部総務企画課	
	4 組織活動活性化に関する支援策	危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課、消防局、各消防署、各消防団	
第2 要配慮者の ための対策	1 要配慮者の把握	保健福祉局関係課	省略
	2 避難行動要支援者名簿の作成		
	3 個別避難計画の作成		
	4 施設の耐震化向上		
	5 福祉のまちづくり		
	6 高齢者・障がい者施設への情報連絡体制		
	7 外国人への支援体制	総務局国際部国際課	
	8 観光客への支援体制	経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課	

■役割分担

危機管理局危機管理部危機管理課	●自主防災活動の推進に関する総合調整 ●組織化及び活動状況の把握（報告窓口は各区） ●活動用資機材の助成（申請窓口は各区） ●事業所等への働きかけ
各区市民部総務企画課	●町内会への説明・組織結成の助言等 ●防災リーダー研修会の実施 ●連合町内会・関係団体への働きかけ
消防局、各消防署	●町内会が行う防災研修会・防災訓練に関する支援 ●防災リーダー研修会の講師派遣 ●事業所、消防関係団体等への働きかけ
各消防団	●消防署と一体となった防災訓練等への支援 ●札幌市地域防災指導員による町内会が行う防災研修会・防災訓練に関する支援、防災リーダー研修会の講師派遣
その他関係部局	●所掌事務に関する支援

■第8節「消防体制の強化」の体系

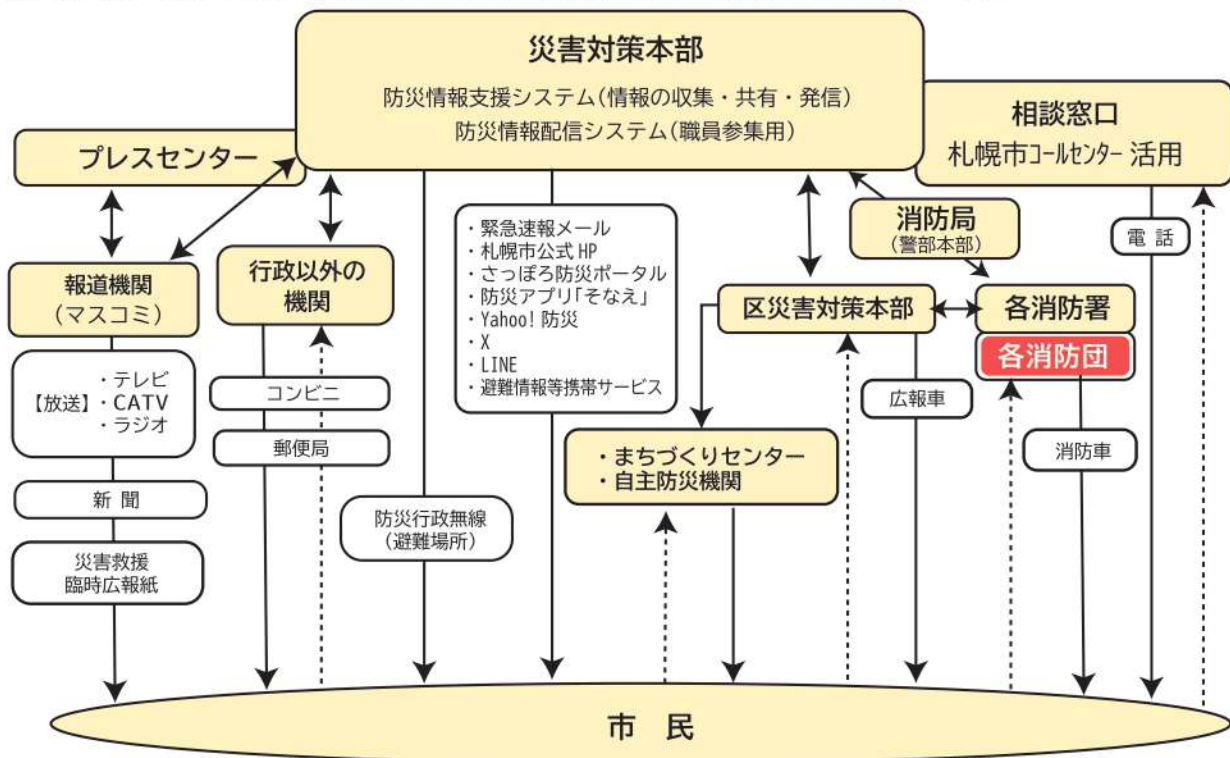
この節の対策	施策の体系	所管課	対策の現況及び計画
第1 消防体制の整備	1 非常招集計画の作成	消防局警防部消防救助課	省略
	2 震災活動要領の作成		
第2 車両・資機材等の整備	1 震災用消防車両等の整備	消防局警防部消防救助課	
	2 震災用救助資機材の整備		
	3 非常電源設備の整備		
第3 消防水利の整備	1 耐震性貯水槽の整備	消防局警防部消防救助課	
	2 消防水利開発補助金交付制度		
	3 利用可能な水利の確保		

第4 消防団活動の推進	1 活動体制の強化	消防局総務部職員課、 消防局警防部消防救助課	地震発生時における消防団の活動体制を強化するため、次の活動を行う。「札幌市消防団災害活動等要綱」等を策定し、各団員に周知している。 ◆活動衣や防火衣等の個人装備の整備を図る。 ◆円滑な消防団活動を展開するため、消火・救助資機材や通信手段の確保に努める。
	2 消防団員の確保	消防局総務部職員課、各消防署、 各消防団	◆消防団は災害時の初動対応のほか、平時における市民への防火、防災、応急手当指導なども行っており、地域の防災活動を推進するうえで欠かせない存在であるため、入団促進を図る。
	3 研修・訓練の充実	消防局総務部職員課、 消防局消防学校教務課、 各消防署、 各消防団	◆地震発生時を想定した消防団活動の研修や訓練を実施する。 ◆消防職員だけではなく、地域住民や関係団体等とも連携した訓練を実施する。 ◆地震発生時の指揮能力向上のため、消防団幹部への研修の充実強化を図るとともに、新入団員への基礎教育の充実に努める。 ◆札幌市地域防災指導員の養成及び知識、技術、指導力の向上・維持に必要な研修・訓練を実施する。
第5 民間団体等との協力推進	1 民間団体の協力による情報収集体制の確立	消防局警防部消防救助課	省略
	2 民間の患者等搬送事業者との協体制の確立	消防局警防部救急課	
	3 消防職員OBによる支援体制の確立	消防局警防部消防救助課	
第6 火災予防対策の推進	1 防火意識の高揚	消防局予防部予防課、 各消防署	
	2 関係団体との連携	消防局予防部査察 規制課、各消防署	
	3 防火管理体制の強化		
	4 事業所・危険物施設に対する震災対策の指導		

(3) 札幌市地域防災計画 地震災害対策編 第3章 災害応急対策計画

部	内 容	消防団関係部分
第1節	災害応急対策の基本方針	
第2節	災害対策本部	
第3節	災害情報の収集・共有・伝達、広報・広聴	○
第4節	応援派遣要請	○
第5節	消防活動	○
第6節	応急医療・救護	
第7節	避難	○
第8節	交通対策・緊急輸送	
第9節	生活救援	
第10節	建物の応急対策	
第11節	公共施設の応急対策	
第12節	ライフラインの応急対策	
第13節	遺体の処理・埋葬	
第14節	防疫・清掃・環境対策	
第15節	要配慮者対策	
第16節	応急教育対策	
第17節	ボランティア活動	
第18節	災害救助法の適用	

■第3節「災害情報の収集・共有・伝達、広報・広聴」 第1 情報の収集・共有・伝達

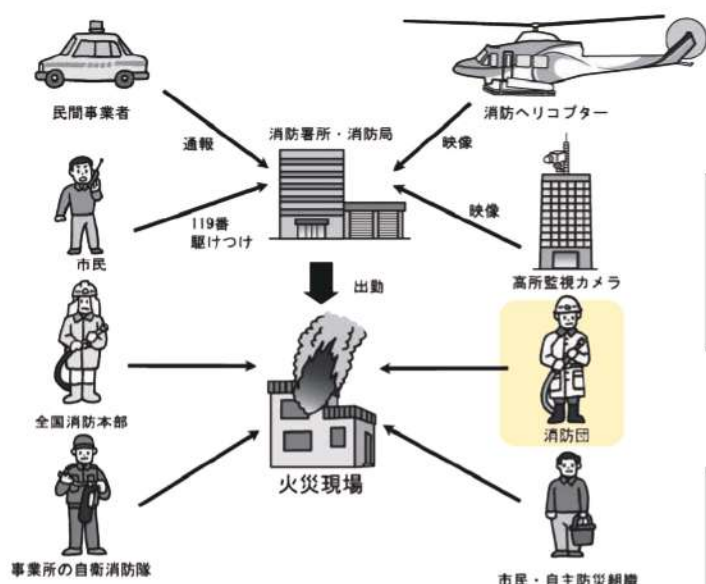


■第4節「広域派遣要請」 第5 広域応援協定に基づく要請

種別	協定名	協定先	協定内容
総合	省略(7協定)	省略	省略
情報	省略(8協定)		
通信	省略(6協定)		
消防	北海道広域消防相互応援協定	道内58消防本部	消防隊、救助隊、救急隊又は情報収集等を行う支援隊による陸上応援や航空隊による航空応援
	札幌飛行場における消火救難業務に関する協定	東京航空局丘珠空港事務所、陸上自衛隊丘珠駐屯地、北海道札幌方面東警察署	民間航空機の事故・火災等の災害時における、関係機関による消火救難業務
	大規模災害等発生時における傷病者の搬送業務に関する協定	(株)札幌民間救急サービス、札幌寝台自動車(株)	傷病者のうち、軽傷者の搬送を支援
	震災時における消防用水等の供給協力に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)、イオン北海道(株)、アサヒビール(株)北海道工場	大規模火災の消火用水等の提供
	大規模火災発生時における消防用水等の搬送協力に関する協定	札幌コンクリート(株)	コンクリートミキサー車による消火用水の搬送

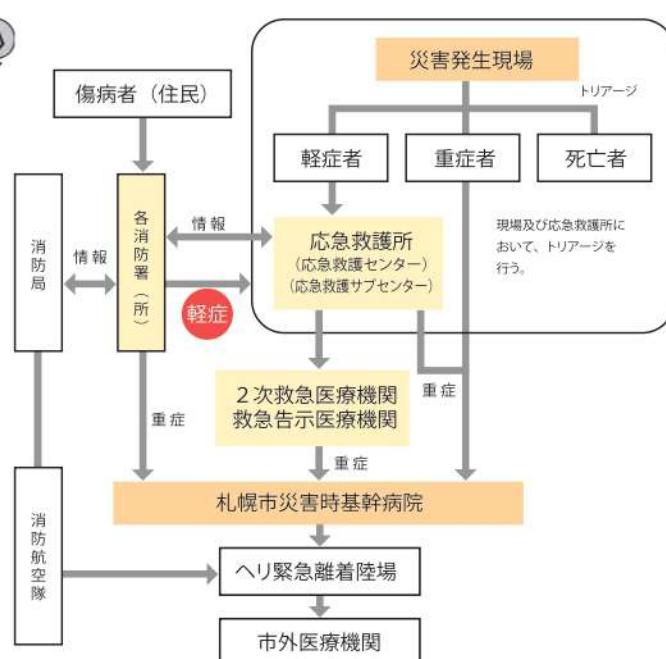
	緊急消防援助隊が宿営する施設の活用に関する協定	(学)札幌大学	全道、全国からの消防の応援部隊の宿営施設等の提供
	大規模災害時における消防活動の支援に関する協定	(一社)札幌消防交友会	消防署等に避難した市民の対応や被害情報収集等の支援
	消防団相互応援協定	江別市、北広島市、千歳市、恵庭市、石狩北部地区消防事務組合	大規模災害時における消防団の相互応援
医療	省略（3 協定）	省略	省略
輸送	省略（4 協定）		
交通	省略（3 協定）		
保安	省略（1 協定）		
物資	省略（9 協定）		
燃料	省略（5 協定）		
ライフライン	省略（22 協定）		
公共施設	省略（16 協定）		
環境	省略（6 協定）		
保険	省略（12 協定）		
帰宅困難者	省略（6 協定）		
復旧復興	省略（3 協定）		

■第5節「消防活動」第1 消火活動



現場では消防団、事業所の自衛消防隊、町内会の自主防災組織等と連携し消火活動を行う。

■第5節「消防活動」第2 救助・救急活動



救助された傷病者のうち、重症者は災害時基幹病院へ救急車で搬送し、軽症者は応急救護所へ、民間救急車、消防団等が搬送等を行う。市外の医療機関へはヘリコプターにて搬送する。

■第7節「避難」第1 避難体制

【警戒区域の設定】

実施責任者		
市長	災害が発生又は発生しようとしている場合の警戒区域の設定	災害対策基本法第63条
消防吏員又は 消防団員	火災の現場における消防警戒区域の設定	消防法第 28 条
消防吏員又は 消防団員	水防上緊急の必要がある場所における警戒区域の設定 ※札幌市水防計画にも同様の規定	水防法第 21 条
警察官	市長や水防団長等がない場合又は これらの要求があった場合	消防法第 28 条 災害対策基本法第 63 条

火災の延焼やガスの漏出など緊急の必要がある場合は、**消防吏員等**による「警戒区域」の設定が行なわれる。

(4) 札幌市国民保護計画

■第1編 総論 第2章「国民保護措置の実施に関する基本方針」から抜粋

市は、自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。
このほか、市は、**消防団** のより一層の充実・活性化についても、推進を図る。

■第2編 平素からの備えや予防 第1章「組織・体制の整備等」から抜粋

消防局における体制	消防局は、既存の災害対応における初動体制や職員（ 消防団員を含む。 ）の参集基準に準じ、国民保護措置が実施できる体制を整備する。
消防団の充実・活性化の推進等	市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備等の取り組みを積極的に行い、 消防団の充実・活性化 を図る。 また、市は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

■第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章「武力攻撃災害への対処」から抜粋

消防局等の活動	消防局等は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、職員（ 消防団員を含む。 ）の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火・救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。 この場合において、消防局は、その設備及び人員を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、 消防団 は、消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。
---------	--

1

昨今の社会経済情勢

(1) 価値観やライフスタイルの多様化

札幌市では、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持ち、格差なく安心して暮らすことができる、共生社会の実現を目指してきました。価値観やライフスタイルが多様化する中、今後は、一人ひとりの個性や違いを理解するだけでなく、支える人と支えられる人という一方向の関係性を超え、双方向に支え合うという視点がこれまで以上に重要になります。

(2) 人生100年時代^{※19}の到来

少子高齢化が進む中で人生100年時代を迎えるに当たり、これまでの「教育・仕事・老後」という三つのステージの人生ではなく、学び直しを含む学習機会や就業機会などが生涯にわたって充実した、多様な人生を可能にする社会の実現を目指しています。

(3) デジタル技術の急速な進歩

国では、急速に進化しているデジタル技術を地方から実装し、新たな変革の波を起こすことにより、地方と都市の差を縮め、地方の活性化を進めることとしています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でも経済をけん引し、新たな成長の原動力となるデジタル分野について、将来に向けた積極的な成長戦略を進め、感染症の収束後を見据えた社会経済構造への転換につなげることで、Society 5.0^{※20}の実現を目指すこととしています。

(4) 気候変動などに伴う地球規模での環境保全の動き

近年、温室効果ガス排出量の増加に伴う平均気温の上昇や降水量の変化などの気候変動による災害が世界各地で頻発しています。平成27年(2015年)には「パリ協定^{※21}」が採択され、平均気温の上昇を抑える世界共通の長期目標などが掲げられました。これを受け、国においては、令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を掲げています。

(5) 都市のリニューアル

昭和47年(1972年)の第11回冬季オリンピック競技大会の開催を契機として、地下鉄や区役所などの公共施設が集中的に整備されたほか、都心を中心に民間ビルなどが多く整備されましたが、そこから約50年が経過した現在では、当時形成した都市基盤の老朽化が進んでいます。

こうした中、北海道新幹線の札幌駅までの延伸・開業が予定されており、経済圏域や交流人口の拡大などを通して人の流れや物流が大きく変化していくことが見込まれています。

※19【人生100年時代】寿命の長期化により先進国の平成19年(2007年)生まれの2人に1人が103歳まで生きる時代が到来するとし、100年間生きることを前提とした人生設計の必要性を論じたもの。

※20【Society 5.0】サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会

※21【パリ協定】平成27年(2017年)12月、フランスのパリで開催された「第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)」において採択された、令和2年(2020年)以降の温室効果ガス排出削減などを定めた国際的な枠組

(6) 頻発する自然災害

平成30年(2018年)に発生した北海道胆振東部地震を始めとして、近年、北海道においても自然災害が頻発し、各地域で大きな被害が生じています。また、札幌市は、活断層や多くの河川が存在し、地震や洪水などによる被災のリスクを抱えています。

このため、こうした被災のリスクについて誰もが正しい認識を持つことはもとより、自然災害を始めとする危機に直面した場合であっても、人命を守り、被害や影響を最小限に抑えていくことが必要になります。

また、災害時においても日常生活や経済活動が継続できるよう、ライフライン^{※22}や社会インフラ^{※23}の維持、業務継続などの在り方について検討を進めていくとともに、被災後の迅速な生活再建支援に向けた取組など、レジリエンス(自己回復力・強じん性)の向上に向けた取組を進め、これらの危機に対して適切に備えていくことが求められています。

(7) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

令和2年(2020年)に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、札幌市においても感染が拡大し、日常生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしました。

感染症の対策を徹底した上で活動できるような機会やオンライン等を活用して自宅などに居ながら人との交流や運動ができるような機会が必要になります。今後は、こうした感染症の感染拡大時においても日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えながら、感染拡大のリスクを低減させることが重要になります。

2

札幌市の将来見通し

(1) 人口減少

令和2年(2020年)の国勢調査結果をもとに札幌市が独自に算出した将来推計人口では、札幌市の人口は、令和42年(2060年)には159万人になり、令和2年(2020年)の197万人から38万人減少すると推計しています。

経済活動を主に支える生産年齢人口(15～64歳)は、令和42年(2060年)には81万人となり、令和2年(2020年)の121万人から40万人減少することになります。



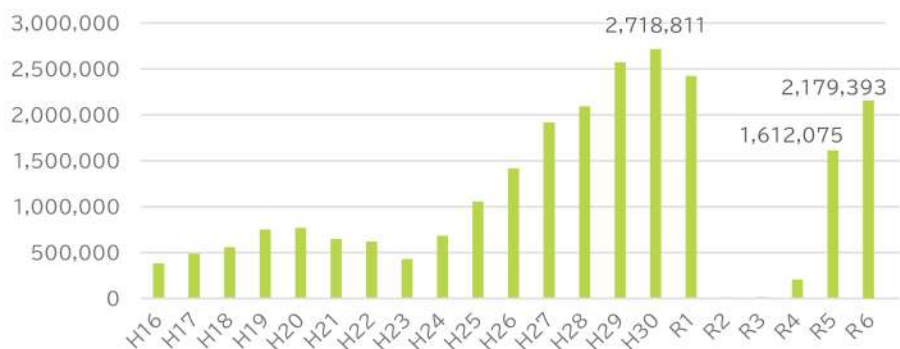
注：2020年は国勢調査の推定値（不詳補充値）である。
＜資料＞総務省「国勢調査」、札幌市

■札幌市の人口の将来見通し

(2) インバウンドの増加

コロナ禍を経て、インバウンド^{※24}の増加に伴い文化・慣習の違いから救急医療におけるトラブルや災害時対応へのインフラの整備など、諸課題を抱えています。

■外国人宿泊者数年度別推移



※22【ライフライン】電気、ガス、水道、下水道、電話などの日常生活を送る上で必須の諸設備や供給線

※23【社会インフラ】社会や生活を支える公共的な基盤や仕組み

※24【インバウンド】日本を訪れる外国人旅行客のこと。第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンでは、国内外から多様な人々が集まるまちづくりを推進しており、災害時にはこれら外国人客への迅速な情報提供や避難支援が必要とされる。

(3) 経済

札幌市の市内総生産(名目)は、平成24年度(2012年度)以降は堅調に推移し、平成30年度(2018年度)には7兆円を超えました。しかし、一人当たりの市民所得^{※25}は、政令指定都市の中でも低位であることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、食や観光などの産業を中心に、市内企業の経営や雇用に大きな影響が生じています。さらに、今後は人口減少に伴う市内経済規模の縮小が予想されます。

(4) 財政

市税収入は、個人市民税、固定資産税などが増えたことにより、平成24年度(2012年度)と比較すると増加傾向にあります。地方交付税などに頼る割合が高いため、引き続き市税などの自主財源を中心とした財政基盤の強化を図る必要があります。

また、札幌市では、今後1970年代から1980年代前半に集中的に整備してきた公共施設の更新時期が一斉に到来することから、人口減少社会や超高齢社会を迎える中で、新たな時代に対応した公共施設の在り方を考えていく必要があります。

3

札幌市の災害環境

(1) 気候

札幌市の気候は、日本海側の特徴を有し、夏季はさわやかで冬季は積雪寒冷、鮮明な四季の移り変わりが見られます。8月から9月にかけて降水量が多く、台風や前線等により大雨となる可能性が高い時期となります。12月から2月にかけては月平均気温が0℃以下となります。西高東低の気圧配置となりやすく多量の降雪があり、平年の年最深積雪は約1m、降雪の深さの年合計は約5mになります。

■月降水量と月平均気温



(2) 地形

札幌市は、石狩平野の南西部に位置し、その地形は南西部山地、南東部台地・丘陵地、中央部扇状地、北部低地に区分されます。

■各地形の災害危険性

地形区分	災害危険性
南西部山地	●傾斜の急な斜面では、崩壊や落石・地滑り・雪崩・河道閉塞が発生しやすい。 ●溪流の出口では土石流の危険性がある。
南東部台地・丘陵地	●丘陵地の谷部を埋土した人工地盤では、液状化の危険性がある。 ●台地の縁では崩壊等の危険性がある。 ●河川沿いで河道閉塞する可能性がある。
中央部扇状地	●上流の段丘崖では崩壊の危険性がある。 ●河川沿いで河道閉塞する可能性がある。
北部低地	●軟弱地盤のため、地震の揺れが増幅しやすい。 ●表層付近にゆるい砂質地盤が分布し、地下水が浅い箇所では液状化現象が発生しやすい。

※25【一人当たりの市民所得】企業の所得なども含んだ市民経済全体の水準を表す指標。市民個人の給与や実収入などの平均値とは異なる。

(3) 人口

札幌市は、明治2年の開拓使設置以来成長を続けてきましたが、令和2年度をピークに人口は減少に転じています。令和6年12月1日現在、人口約197万人（北海道の人口の約3分の1）を擁する全国4番目の大都市へと発展しました。

区別人口をみると、全ての区で10万人を上回る人口規模となっていますが、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、西区の6区では、20万人を超えています。人口構成では、高齢者の割合は、令和6年10月1日現在28.7%であり、今後も高齢化率は上昇するものと見込まれています。

また、昼間は都心部に人口が集中し、夜間は周辺部の人口密度が高くなるドーナツ化現象がみられます

(4) 建物

札幌市内の建物は、建物総数は約534,000棟で、そのうちの約66%にあたる約352,000棟が木造建物です（令和6年1月時点）。札幌市は他自治体と比べると道路や公園などのオープンスペースが広い市街地を形成しています。しかし、繁華街や古い住宅地では建物の密集地があり、地震時の建物倒壊、火災の延焼などの危険性を有しています。また、繁華街や商店街では、地震時に落下しやすい付帯物が多くみられます。

(5) 道路

札幌市内の道路は、国道194.4km、道道297.0km、市道5,361.0kmで、総延長は5,852.4kmとなっています（令和6年4月時点）。ほとんどの道路は幅員が広く、災害発生時の緊急輸送道路※26としての有効性は高くなっていますが、冬季の災害の場合、積雪による通行障害などの発生が懸念されます。また、建物密集地には幅員の狭い道路もあり、避難・救助・消火活動などの支障となっています。

(6) 崖地

札幌市内には、998箇所の土砂災害警戒区域、224箇所の雪崩危険箇所があります。

4

札幌市の災害発生

(1) 火災

火災件数は、都市化の進展や都市構造の変化等を要因として、増減を繰り返していますが、出火率※27は、長期的視点で見ると低下しており、火災予防施策、防火対策、消防力の整備・充実、都市計画との連携等の効果が表れているものと分析しています。

■火災件数及び出火率の推移



※26【緊急輸送道路】大規模災害発生時に、救助活動、物資輸送、復旧作業などのために優先的に確保される道路のこと。高速道路や国道、主要な地方道などが指定されており、災害直後には一般車両の通行を制限する「交通規制」が行われ、緊急車両の円滑な通行が図られる。

※27【出火率】人口1万人当たりの火災件数

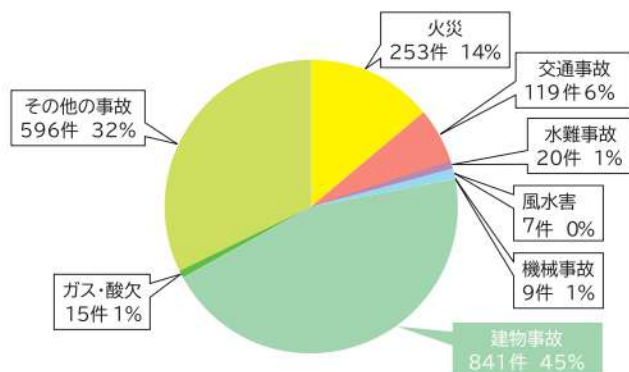
(2) 救助

救助業務は、時代の変遷とともに変化する災害内容に対応してきましたが、火災、交通事故、水難事故、自然災害又はテロ災害など、様々な災害において、人命を救助することを目的としています。

事故種別は建物事故(建物閉じ込め)が多くを占めており、高齢化の進展のほか、社会構造や生活環境の変化等の要因も影響していると分析しています。

救助出動件数 1,860件 (令和6年中)

■救助出動事故種別割合

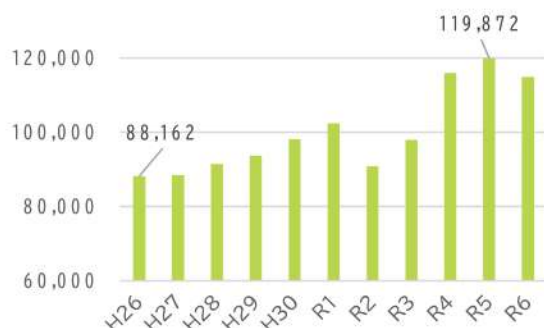


(3) 救急

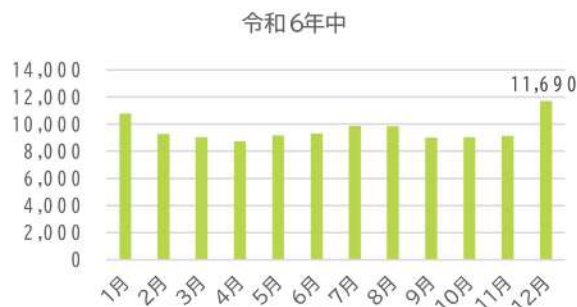
救急出動件数は、年々増加していますが、救急需要増大の要因の一つとして、高齢化の進展が挙げられ、搬送人員に占める高齢者の割合は約6割となっています。また、熱中症患者が増える夏季や雪道での転倒事故などが発生する冬季に救急出動件数が増える傾向が見られます。

救急需要が増大する中、救急業務を安定的かつ持続的に提供することは、近年の大きな課題となっています。

■救急出動件数の推移



■月別救急出動件数



(4) 自然災害

●地震

過去に札幌市内で発生した自然災害は、ほとんどが融雪時の出水や台風・暴風雨による風水害でしたが、「平成30年北海道胆振東部地震」の発生により市内最大震度6弱を記録し人的被害や建物被害が生じたほか、清田区里塚で大規模な液状化被害が発生しました。さらに、全道で数日間にわたる停電(いわゆる「ブラックアウト」)が発生し、市民生活に大きな混乱が生じました。

また、有史以前に発生した地震の証拠として、遺跡発掘現場等から液状化現象※28の跡が多数発見されており、液状化が形成された年代を整理した結果、市域で液状化をもたらした強い揺れが、過去数千年の間に、明治期以前の記録に残る1834年の石狩地震を含み4回発生したことが明らかになっています。

※28【液状化現象】水分を多く含んだ砂地盤が、地震の強い振動によって液体のような状態になる現象。地中の水が噴き出したり(噴砂)、地盤の支持力が失われることで、建物が沈下・傾斜したり、マンホールなどの軽い構造物が浮き上がったります。

■札幌市に影響のあった地震

地震名	年月日	市内震度	
石狩地震	1834年2月9日	推定5以上	市内に液状化現象あり
十勝沖地震	1952年3月4日	震度4	建物一部破損1棟
1968年十勝沖地震	1968年5月16日	震度4	負傷者5人、建物半壊11棟、一部損壊123棟
昭和57年(1982年)浦河沖地震	1982年3月21日	震度4	負傷者17人、建物全壊1棟、一部損壊22棟
平成15年(2003年)十勝沖地震	2003年9月26日	震度4	負傷者8人、建物一部損壊64棟
平成30年北海道胆振東部地震	2018年9月6日	震度6弱 (東区)	死者2人、負傷者297人 住家全壊97、半壊703、一部損壊4,757 ※平成31年2月27日時点

●風水害

札幌市における大規模な風水害は、1981年(昭和56年)8月23日の台風第15号による豊平川下流での水害や2004年(平成16年)9月8日の台風第18号による風害などがありました。また、集中豪雨、台風、局地的大雨などによる道路冠水等の内水氾濫や、強風による家屋損壊等の被害も、断続的に発生しています。

■風水害発生の特徴

春季：3月の融雪期には山間部の急崖で雪崩が発生するほか、4月中旬から5月上旬にかけて春先に連続する高温と降雨などによって融雪が促進され、いわゆる「融雪災害(出水)」が発生する。この時期には低気圧の接近により暖かい南風が吹き込んで気温が上昇し、融雪水が一挙に排水溝や小河川に流れて浸水することもある。

夏季：本州のような梅雨前線による降雨はみられないが、津軽海峡付近まで北上する前線を低気圧が通過するときに集中豪雨が発生する。

秋季：春に次いで晴れる日の多い季節だが、9月は台風や秋雨前線の影響などで、降水量が最も多い月となり、大雨によって家屋の浸水や農地冠水が発生する。

冬季：冬季には低気圧により短時間に多くの降雪があり、交通障害等が発生する。風水害は発生することはまれである。

■主な風水害による被害

発生日月	原因	主な被害等
1973年8月17日	集中豪雨	家屋半壊3
1974年4月21日	暴風雨	家屋半壊192、瞬間風速31m/s
1975年8月24日(台風第6号)	台風	家屋全壊1
1979年10月4日	集中豪雨	一部損壊1、床上浸水213、床下浸水602
1979年10月19日(台風第20号)	台風	一部損壊23、床上浸水52、床下浸水401
1981年8月4日	集中豪雨	全壊1、半壊1、床上浸水671、床下浸水5692
1981年8月23日(台風第15号)	台風	死者1、負傷者1、全壊4、半壊7、一部損壊7、床上浸水1271、床下浸水8921
2004年9月8日(台風第18号)	台風	死亡4、重傷4、軽傷88人、家屋半壊12、家屋一部破壊748、街路樹外18,632、瞬間風速50m/s

5

札幌市の災害被害想定

(1) 地震被害の想定

札幌市では、人口などの諸条件を更新し、地震に関する最新の知見を踏まえたうえで、新たに「第4次地震被害想定」(令和3年)として取りまとめています。

想定地震は5つありますが、伏在活断層※29の3地震では、一部で震度7、広域で震度6弱から6強の強い揺れが想定されています。強い揺れが想定されるエリアは断層との位置関係により変わってきますが、月寒断層の地震では、市街地の約7割で震度6強以上の強い揺れとなることが想定されています。

また、伏在活断層の3地震では、いずれも液状化危険度の高いエリアが北区・東区を中心に広がっています。特に月寒断層の地震では、市街地の約3分の1で液状化発生の可能性が高くなっています。

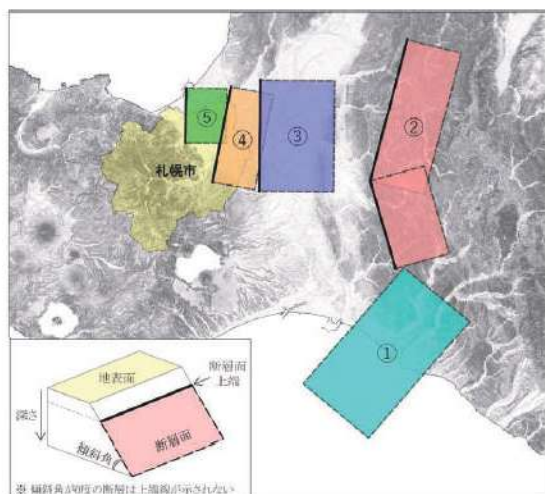
■被害想定の対象とした3種類の地震

地震のタイプ	内容		
海溝（プレート）型	●海溝等のプレート境界やその近くで発生する地震で、震源の深さは100kmを超えるものもある。		
内陸型（内陸直下型）	●陸地や沿岸域で発生する地震で、震源の深さは、数km～数十kmと比較的浅い。	活断層	●札幌市周辺の活断層に発生する地震
		伏在活断層	●札幌市直下を震源とする地震。独自に震源を設定した。

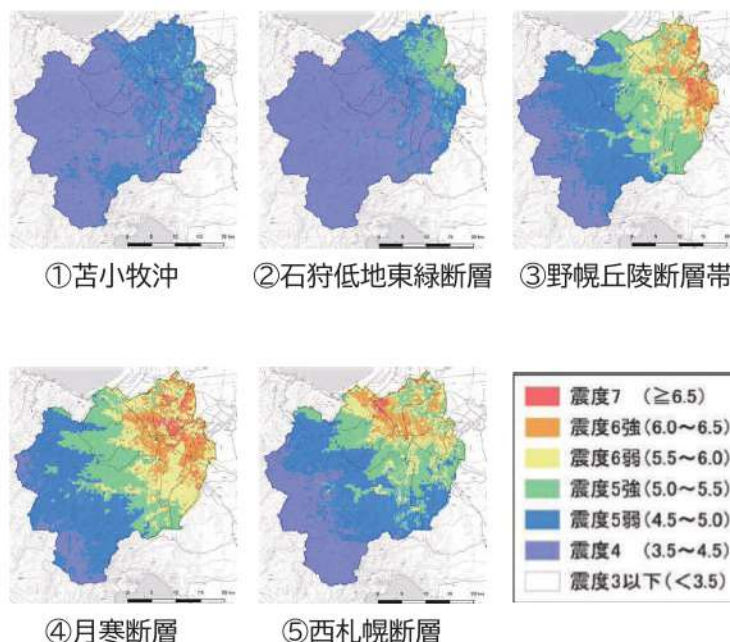
■5つの想定地震

地震の種類	海溝（プレート）型	内陸型			
		活断層	伏在活断層		
名称	①苫小牧沖	②石狩低地東縁断層帯（主部）	③野幌丘陵断層帯	④月寒断層	⑤西札幌断層
マグニチュード	7.5	7.9	7.5	7.2	6.7
最大震度	6弱	6弱	7	7	7
震度6強以上の発生面積	0 km ²	0 km ²	105 km ²	176 km ²	92 km ²
液状化発生の可能性が高い地域	5 km ²	3 km ²	65 km ²	86 km ²	68 km ²

■5つの想定地震の位置



■震度分布の想定結果



※29【伏在活断層】過去に繰り返し活動した痕跡がある活断層のうち、地表面にズレや段差（活断層地形）が現れておらず、地下に隠れている断層のこと。地表から直接確認できる通常の「活断層」に対し、厚い堆積物などに覆われているため発見が難しく、ボーリング調査等で存在が推定される。札幌市の市街地地下にも存在が想定されており、直下型地震の被害想定において重要な要素となっている。

■被害想定前提条件

季節・時間帯	想定される被害の特徴
冬 5時	●多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者発生危険性が高い。 ●屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定。
夏 12時	●オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ●木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造建物の倒壊による死者数は深夜と比較して少ない。
冬 18時	●住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ●オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ●鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュに近い状況でもあり、交通機能支障による影響が大きい。

●想定結果の概要

下表は、建物被害が最も多くなる冬の18時に地震が発生した場合の被害想定結果をまとめています。

■第4次地震被害想定結果一覧（冬18時）

種別	被害項目	被害単位	苫小牧沖	石狩低地 東縁断層	野幌丘陵 断層帯	月寒断層	西札幌断層
建物	揺れ	全壊棟数〔棟〕	1	2	4,829	13,466	4,827
		半壊棟数〔棟〕	38	57	11,642	22,789	11,245
	液状化	全壊棟数〔棟〕	61	36	388	478	383
		半壊棟数〔棟〕*1	2,270	1,333	14,417	17,799	14,261
	土砂災害	全壊棟数〔棟〕	0	0	69	435	87
		半壊棟数〔棟〕	0	0	161	1,015	204
火災	出火	炎上出火件数〔件〕	0	0	25	60	25
	延焼	焼失棟数〔棟〕	0	0	245	886	297
人	死者	凍死なし〔人〕	0	0	270	817	280
		凍死A*2〔人〕	0	1	1,308	4,030	1,538
		凍死B*3〔人〕	0	0	389	1,177	421
	負傷者〔人〕		6	15	2,511	5,626	2,569
	重傷者〔人〕		3	7	1,357	3,006	1,386
ライフ ライン	上水道	断水世帯数〔世帯〕 (1日後)	256	1,222	120,521	211,230	77,644
	下水道	機能支障人口〔人〕 (1日後)	4,782	5,444	54,396	88,790	51,734
	電力	停電軒数〔戸〕 (1日後)	17	21	27,105	83,687	28,860
	通信	不通回線数〔回線〕 (1日後)	4	5	11,483	36,246	13,485
	都市ガス	供給停止戸数〔戸〕 (直後)	0	0	207,972	402,641	85,187
交通	道路	支障影響度AA延長 〔km〕	0.0	0.0	15.3	64.5	19.5
	鉄道	支障影響度A延長 〔km〕	0.0	0.0	30.1	45.8	9.1
生活 支援等	避難者	避難者〔人〕 (1日後)	1,185	741	57,705	149,853	59,061
		避難者〔人〕 (1ヶ月後)	1,169	721	33,474	77,236	32,750
	災害廃棄物	発生量〔万トン〕	8.4	5.1	172.9	378.9	123.5
	経済被害	直接経済被害額〔億円〕	826	544	13,804	27,169	13,294
		間接経済被害額〔億円〕	2	5	2,035	3,144	1,931

*1 液状化による半壊棟数は、大規模半壊を含む。

*2 凍死A：要救助者（建物倒壊により閉じ込められた人）はすべて助からないとした場合。

*3 凍死B：要救助者（建物倒壊により閉じ込められた人）は当日に救助されれば助かるとした場合。

●建物被害

建物被害の要因として、揺れ、液状化、土砂災害（急傾斜地崩壊・地すべり・雪崩）、火災延焼を想定しています。被害が最大となる月寒断層の地震が冬18時に発生した場合、約15,000棟が全壊となります。

●人的被害

人的被害として、「死者」、「負傷者」、「重傷者」に区分し、人的被害の要因として、「揺れによる建物倒壊」、「土砂災害」、「火災延焼」、「屋外転倒物、屋外落下物」、「屋内収容物移動・転倒、屋内落下物」の5項目を想定しています。

揺れによる建物倒壊では、建物内に閉じ込められる自力脱出困難者（要救助者）が発生し、冬に発災した場合、要救助者が凍死してしまうことが懸念されます。被害が最大となる月寒断層の地震が冬5時に発生した場合、要救助者がすべて助からないとした厳しい条件では、約4,900人の死者数（うち、凍死者数約4,000人）が想定されています。

■要救助者が凍死することを加えた死者数の想定結果

地震名	凍死 A (要救助者はすべて助からないとした場合)		凍死 B (要救助者は当日に救助されれば助かるとした場合)	
	冬5時(人)	冬18時(人)	冬5時(人)	冬18時(人)
苫小牧沖	1	0	0	0
石狩低地東縁断層	1	1	0	0
野幌丘陵断層帯	1,600	1,308	460	389
月寒断層	4,911	4,030	1,383	1,177
西札幌断層	1,721	1,538	478	421

●ライフライン被害

ライフライン被害では、上水道、下水道、電力、通信、都市ガスを対象とし、地震時における施設被害、機能・供給支障及び応急復旧日数を想定しています。なお、応急復旧日数は、全施設を復旧する本復旧ではなく、応急的に施設の暫定機能を確保するために必要となる日数です。いずれの施設も、冬期は積雪寒冷地であるため、復旧効率が夏期の7割に落ちるとして想定しています。

■ライフライン復旧所要日数

地震名	上水道(日)		下水道(日)		電力(日)		通信(日)		都市ガス(日)	
	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬
苫小牧沖	3	3	3	3	1	2	1	2	0	0
石狩低地東縁断層	3	3	3	3	2	2	2	2	0	0
野幌丘陵断層帯	11	16	11	16	5	7	5	7	12	21
月寒断層	19	27	19	27	5	7	5	7	20	40
西札幌断層	8	11	8	11	5	7	5	7	4	9

●交通施設被害

市内の道路（緊急輸送道路）及び鉄道を対象に、道路は結節点間、鉄道は駅間別に通行支障を想定しています。被害が最大となる月寒断層の地震では、道路総延長735.0kmのうち64.5kmに極めて大規模な被害が発生する可能性があります。

●生活への影響

災害時に発生する生活への影響として、「①避難者」、「②帰宅困難者」、「③物資不足量」、「④医療機能」、「⑤仮設住宅」、「⑥エレベータ」、「⑦災害廃棄物」、「⑧経済被害」について、想定しています。

被害が最大となる月寒断層の地震が冬に発生した場合、避難者数は最大で約16万人となり、冬は建物被害、生活困窮による避難者とも夏より多くなります。また、医療機能は、約2,200人分の病床不足が起こると想定しています。

地震の揺れや停電に伴う、閉じ込め事故につながり得るエレベータ停止台数は、被害が最大となる月寒断層の地震の場合、約4,600台を想定しています。

■エレベータ停止台数の原因別想定結果

地震名	安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計（台）
苫小牧沖	13	99	454	565
石狩低地東縁断層	14	122	611	747
野幌丘陵断層帯	14	1,020	2,858	3,891
月寒断層	14	1,317	3,248	4,579
西札幌断層	14	1,001	2,733	3,748

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※ここでの想定は、閉じ込め者数ではなく、閉じ込めにつながり得るエレベータの停止台数である。

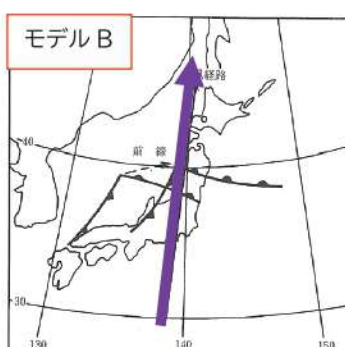
2018 年大阪府北部地震では、2 府 3 県で約 66,000 台が停止し、約 339 台で閉じ込めが発生した。

（２）風水害の想定

●大雨をもたらす気象じょう乱モデル※30 と雨量

本市に多大な被害をもたらした昭和56年8月（いわゆる「56水害」）の2降雨例の解析結果から、本市に大雨をもたらすのは、台風と前線が複合する場合であり、この気象じょう乱モデルとこれに伴う雨量を想定して示すと次表のとおりとなります。

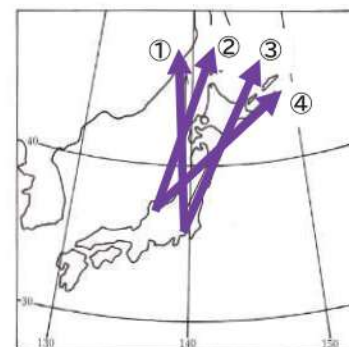
	台風経路	前線	台風位置の範囲・雨量
モデル A	札幌の東側	寒冷前線 本道を横断・停滞	1. 強い雨をもたらす台風の位置の範囲 ①東西 モデル A・B の台風経路の範囲内 ②南北 札幌市の南方 600 ～ 1,000km の範囲内 2. 総雨量 台風による雨量（180 ～ 200mm） + 前線による雨量
モデル B	札幌の西側	温暖前線 本州を北上	



●強風をもたらす気象じょう乱モデルと最大風速

本市に強風による被害をもたらした台風の解析結果から、強風をもたらすモデル台風を設定し、これによる最大風速を想定して示すと次表のとおりとなります。

モデル台風	コース	
●中心気圧 960hPa ●台風のコース 4 コース ●進行速度 60km/ 時	①進行方向は北、 本道の西海岸を通過	●強風は、台風が本道の西海上を北上するとき出現し、平均的な札幌付近の最大風速は、18 ～ 20m/s、風向は南南東である。 ●この場合、市内で最も強いとみられる丘珠付近の最大風速は、南南東 34 ～ 38m/s と推定される。 ●最大風速出現時の位置は、北緯 42 ～ 44 度と推定される。
	②進行方向は北北東、 本道の西海上を通過	
	③進行方向は北北東、 本道南岸を経て道東地方を通過	●台風が本道の南岸を通過する場合、平均的な最大風速は 13 ～ 15m/s、風向は、西あるいは北西になる。その時の台風の位置は網走付近である。
	④進行方向は北東、 本道の南岸を経て道東地方を通過	



※30【気象じょう乱モデル】過去に甚大な被害をもたらした低気圧や台風などの気象条件をベースに、最悪のタイミングで発生した想定で作られた、シミュレーション用の気象パターン

（１） 団員数の減少と高齢化

札幌市は、災害に強く、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、市民、地域、企業、行政が一体となった「支え合いの地域づくり」を重要な柱としています。この理念の実現には、地域防災の中核を担う消防団の存在が不可欠です。しかし、少子高齢化や多様化したライフスタイルを背景に、消防団員の確保が全国的に困難となっており、札幌市も例外ではありません。特に若い世代の入団が少なく、結果として団員全体の高齢化が進行しています。

このまま団員数が減り続け、高齢化が進めば、将来的に消防団が組織として十分な活動を維持することが難しくなる恐れがあります。これは、行政の「公助」だけでは対応しきれない災害発生時の「自助・共助」の力を弱体化させ、市民による防災体制を根底から揺るがすことになります。消防団の団員不足と高齢化は、行政だけに頼らず市民と行政が協働して安全を築くという、札幌市のまちづくりの理念と相反する深刻な課題と言えます。

（２） 災害対応能力の維持と向上

札幌市は、市民の安全・安心を確保するため、災害に強く、いかなる変化にも柔軟に対応できる都市を目指しており、「危機管理能力の向上」を重要な目標としています。この目標達成において、消防団の役割は不可欠です。

近年、札幌市内では大規模な火災や風水害が比較的少ない状況が続いています。これは市民生活の安定という点で望ましいことですが、一方で、消防団員が実際の災害現場で活動し、実戦的な経験を積む機会が限られているという課題を生み出しています。

消防団の活動は、平時の訓練や研修を通じて知識や技術を習得することが基本です。しかし、訓練と実際の災害現場では、状況の複雑性、時間的プレッシャー、心理的な負荷が大きく異なります。実戦経験が不足していると、いざ大規模災害が発生した際に、迅速かつ的確な状況判断や連携行動が難しくなることが懸念されます。

この実戦経験の不足は、単なる技術的な課題にとどまらず、市民の生命と財産を守る上で大きなリスクとなります。したがって、消防団は、平時の訓練内容をより実践的なものに改善し、関係機関との連携を強化することで、有事の際に最大限の力を発揮できる体制を維持・向上させていくことが求められています。

（３） 施設の老朽化

札幌市消防団は、消防ポンプや防火衣などの装備を充実させてきた一方で、活動拠点となる施設に課題を抱えています。詰所や機具庫といった消防団施設は老朽化が進んでいるものが多く、維持管理に大きな負担がかかっています。また、大規模地震などが発生した際の安全性が懸念されるほか、円滑な防災活動に支障をきたす恐れがあります。

この課題は、札幌市が掲げるまちづくりの方針と密接に関わっています。都市計画や公共施設に関する市の計画では、公共施設を減らし、コンパクトで効率的な都市を目指すという方向性が示されています。市民の安全を守る重要なインフラである消防団施設は、単に老朽化対策を行うだけでなく、この市の全体方針と整合性を取る必要があります。

したがって、消防団施設の課題は、単なる老朽化対策に留まらず、市の将来像を見据えた効率的な再編や維持管理が求められる、複雑な問題となっています。

札幌市消防団が直面する課題は、単に組織内部の問題ではなく、札幌市が目指す「持続可能な都市」を実現する上で、克服すべき重要なテーマです。これらの課題を乗り越え、消防団の活動体制を強化することは、札幌市が掲げるまちづくりの大きな目標を達成するために不可欠です。

1

「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の概要

第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンでは、「目指すべき都市像」、「まちづくりの重要概念」、そして「まちづくりの分野と基本目標」が示されています。

この中で、消防局の関わりが特に大きい分野は「4 安全・安心」であり、そこには2つの基本目標が掲げられています。消防団の活動も、この基本目標の達成に深く関わっており、まちづくりにおける最も重要な役割の一つを担っています。

(1) 目指すべき都市像

「ひと」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ

(2) まちづくりの重要概念

ユニバーサル(共生)	誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現
ウェルネス(健康)	誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できる社会の実現
スマート(快適・先端)	誰もが先端技術などにより快適に暮らし、新たな価値の創出に挑戦できる社会の実現

(3) まちづくりの分野・まちづくりの基本目標

まちづくりの分野	まちづくりの基本目標
1 子ども・若者	1 安心して子どもを生み育てることができる、子育てに優しいまち 2 誰一人取り残されずに、子どもが伸び伸びと成長し、若者が希望を持って暮らすまち 3 一人一人の良さや可能性を大切にする教育を通して、子どもが健やかに育つまち
2 生活・暮らし	4 誰もが健康的に暮らし、生涯活躍できるまち 5 生活しやすく住みよいまち
3 地域	6 互いに認め合い、支え合うまち 7 誰もがまちづくり活動に参加でき、コミュニティを育むまち
4 安全・安心	8 誰もが災害に備え、迅速に回復し、復興できるまち 9 日常の安全が保たれたまち
5 経済	10 強みを生かした産業が北海道の経済をけん引しているまち 11 多様な主体と高い生産性、チャレンジできる文化が経済成長を支えるまち 12 雇用が安定的に確保され、多様な働き方ができるまち
6 スポーツ・文化	13 世界屈指のウィンタースポーツシティ 14 四季を通じて誰もがスポーツを楽しむことができるまち 15 文化芸術が心の豊かさや創造性を育み、世界とつながるまち
7 環境	16 世界に冠たる環境都市 17 身近なみどりを守り、育て、自然と共に暮らすまち
8 都市空間	18 コンパクトで人にやさしい快適なまち 19 世界を引き付ける魅力と活力あふれるまち 20 都市基盤を適切に維持・更新し、最大限利活用するまち

(1) 基本目標 8

まちづくりの分野	まちづくりの基本目標
4 安全・安心	8 誰もが災害に備え、迅速に回復し、復興できるまち

目指す姿	実現に向けた施策
1 地震災害や風水害・雪害といった自然災害や感染症の感染拡大などが起きてても、生活や経済への影響を最小化するとともに、感染症の感染拡大を早期に抑えることができている。	①災害の発生前や発生後の初動・応急・復旧・復興期の対策についての計画の見直し ○社会状況や最新の知見、厳冬期の災害や感染症への対応などの視点も踏まえ、災害時に想定される被害を軽減するため、災害の発生前や発生後の初動・応急・復旧・復興期の対策について、強じん化計画や地域防災計画の見直しを行うほか、事前復興計画についての調査・研究を行います。 ②災害時の迅速な初動・応急対策と交通やライフラインの確保 ○災害時に迅速かつ的確な初動・応急対策を行うため、災害対策本部機能の強化や情報伝達手段の整備を進めるほか、大規模災害を見据えた研修を行うなどにより、消防団を強化します。また、国や北海道との連携を密にするとともに、災害時協力協定を締結するなど企業等との協力体制を強化します。 ○災害時における交通やライフラインの確保に向けて、緊急輸送道路などに架かる橋梁の機能維持を図るほか、災害時における良質な浄水場原水の確保に向けた取組を推進します。 ③防災に関する広域的な連携の推進 ○防災に関する広域的な連携の推進に向けて、道内他市町村などとの消防活動や上下水道、廃棄物処理等の相互応援を行うほか、さっぽろ連携中枢都市圏^{※31}の圏域内の災害や防災に関する相互理解や情報共有等を推進します。また、職員の派遣など、大規模災害時における自治体間の被災地支援に取り組みます。 ④自然災害による被害を最小化する取組の推進 ○地震による被害を最小限にとどめるため、公共施設、上下水道などの耐震化を進めるとともに、大規模盛土造成地の地震時の安定性について調査などを行い、安定性が確保できていない盛土の対策を推進します。 ○大雨による被害を最小限にとどめるため、河川改修や下水道の排水能力向上に向けた取組を進めるとともに、浸水ハザードマップの普及を進めるなど、ハードとソフトを組み合わせ雨水対策を推進します。 ○災害に強い都市の構築に向けて、民間建築物の耐震化に向けた支援を行うとともに、災害時に日常生活を継続する上で必要となる非常用電源装置などの整備を促進します。 ○雪害への対策や雪による事故の防止に向けて、雪害の状況に応じた災害応急対策を迅速かつ組織的に行うための体制や国、北海道などの関係機関との連携を強化するとともに、屋根からの落雪や市民の除排雪中の事故の発生を防止する取組を推進します。 ⑤感染症の感染拡大の可能な限りの抑制 ○感染症の感染拡大を可能な限り抑制するため、ワクチン接種への支援や予防に向けた情報発信等を実施するほか、早期対応に向けた官民連携などの体制の整備を進めます。
2 災害時や感染症の感染拡大時においても、誰もが安心して医療や介護を受けることができます。また、一人で避難することが難しい方への細かな配慮がなされているなど、被災者の安全が確保されているとともに、復旧復興に向けて誰一人取り残さずに市民に寄り添った支援が行われています。	①避難所環境などの整備 ○市民や来訪者が災害時でも安心して生活できるよう、避難所環境を整備するとともに一時滞在施設の確保に向けた取組を推進します。また、応急対策物資をより効率的に供給できる体制を整えるほか、厳冬期などを想定した訓練や研修を行います。 ②効果的な災害情報の提供 ○市民や来訪者に適切かつ効果的に災害情報等を提供するため、災害情報等の伝達手段を多様化します。 ③災害からの復旧復興に向けた取組の推進 ○災害から命を守り、いち早い災害復旧と生活再建を実現するため、先端技術の活用などにより、避難支援や情報収集・発信などの仕組みづくりを推進するほか、関係団体や専門家と連携し、市民一人一人に寄り添った支援を行います。 ④有事の際の安定的な医療・介護サービスの提供 ○災害時や感染症の感染拡大時においても安定的に医療・介護サービスを提供するため、医療体制の充実・強化や市立札幌病院の機能強化に向けた取組を進めるほか、感染症の患者などの移送体制を強化します。また、在宅酸素患者や透析患者などの要支援者に必要な医療を提供できる体制を整備します。さらに、専門的人材の派遣などにより、高齢者等の入所施設等における有事の際の対応能力を強化します。 ⑤災害時における避難行動要支援者^{※32}への支援 ○災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の充実に向けて、モデル避難訓練などを実施するほか、関係団体との連携等により、災害危険区域に居住しているなど優先度が高い避難行動要支援者への個別避難計画の作成を推進します。
3 防災への意識が向上し、誰もが冬季の災害も想定した備えを行っています。また、有事の際には一人一人が主体的に行動し、協力し合うなど、地域の防災力が高まっています。	①災害への備えの促進 ○日頃の災害への備えを促進するため、企業や学校などとも連携し、あらゆる世代に対して、在宅避難も含めた、とるべき避難行動の知識や土砂災害、厳冬期の災害も想定した防災知識の向上に向けた取組を行います。 ②地域防災活動の活性化 ○地域での防災活動の活性化に向けて、地域における防災意識の醸成を図るほか、地区防災計画の作成を支援します。また、地域特性を生かした自主防災組織^{※32}の活動や連携を支援します。 ③地域における避難行動要支援者への支援の促進 ○避難行動要支援者の地域における適切な把握に向けて、避難行動要支援者名簿を作成し、地域の団体などへ提供するほか、災害時に支援を要する方と支援者のマッチングの支援を行います。

(2) 基本目標9

まちづくりの分野	まちづくりの基本目標
4 安全・安心	9 日常の安全が保たれるまち

目指す姿	実現に向けた施策
1 犯罪や消費生活に関するトラブルの発生が未然に防止されています。	○省略
2 強じんな消防・救急体制が構築され、市民の安全・安心が守られています。	①自主防火対策の推進と持続可能な消防団体制の構築 ○自主防火対策の推進や持続可能な消防団体制の構築に向けて、子どもや高齢者への安全・安心の提供や防火防災意識の向上のほか、消防団員の処遇改善や確保対策、活動環境、教育体制を充実させます。 ②広域的な消防行政の推進 ○広域的な消防行政の推進に向けて、さっぽろ連携中枢都市圏の消防本部における 119 番受付業務の共同運用や消防隊員の育成強化のための訓練環境を充実させます。 ③万全な消防救急体制の構築 ○大規模災害への備えや対策に向けて、消防署などの地域の防災拠点施設の維持・更新のほか、迅速な消火活動を行うために必要な資機材の整備を行います。また、土砂災害への対応体制や消防航空体制を強化します。 ④消防行政を担う人材の確保・育成 ○多様な住民への対応力の向上に向けて、消防行政を担う人材の確保・育成の取組を推進するほか、消防吏員の女性比率の向上に向け、女性が働きやすい環境の整備を進めます。 ⑤質の高い消防・救急サービスの提供 ○質の高い消防・救急サービスを市民に提供し続けるため、ICT※33 や先端技術の活用により、症状や病床の空き状況の情報などを医療機関と随時共有し、効率的な搬送先の選定の仕組みを構築するなど消防・救急の効率化を推進するほか、設備等を適切に維持・更新します。また、応急手当について、事業所等と連携しながら市民を対象とした講習の開催などを行います。
3 交通ルールや自転車マナーが遵守され、事故の少ない安全な交通環境が実現しています。	○省略
4 食の安全が守られ、誰もが健やかで豊かな食生活を送っています。	○省略

(3) 安全・安心分野に関するSDGs※34のゴール



※31【さっぽろ連携中枢都市圏】圏域内の活力を維持し魅力あるまちづくりを進めるため、平成31年（2019年）3月に形成された圏域。連携中枢都市である札幌市のほか、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町と長沼町により構成される。

※32【避難行動要支援者】要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人

※33【ICT】Information and Communication Technology の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。IT (Information Technology) も同義として用いられる。

※34【SDGs】Sustainable Development Goals の略。平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）までの世界共通の目標である「持続可能な開発目標」のこと。「誰一人取り残さない」という理念の下、17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）で構成され、全ての主体が取り組む普遍的なもの

3

目標達成に向けた消防局(署)と消防団の役割

札幌市消防局と消防団は、共通の目標である「災害に強く、安全なまちづくり」の実現に向け、それぞれの特性を活かした役割分担を明確にしています。

「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の実現に向けた体制として、消防局が「専門的な災害対応」と「活動基盤の整備や財源確保」を担う一方で、消防団は地域に密着した立場から「住民への防災普及」や「現場情報の共有」を担います。この互いの役割を補完し合う関係性によって、実効性のある防災体制が維持されています。

	役割の区分	具体的な役割（目標達成のため）	事務的な役割
消防局	防災体制の強化	ICTや先端技術を活用し、強じんな消防・救急体制を24時間体制で構築・維持します。	消防行政全般の予算要求、計画策定、資機材の調達・管理を一元的に行います。
	専門的な活動	火災、救急、救助活動の専門的な執行と、高度な予防業務を担います。	消防団活動に必要な制度設計（例：報酬、被服）や訓練プログラムの提供を主導します。
消防団	地域防災力の向上	地域住民（あらゆる世代）の防災知識の向上を促し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神を推進します。	実際の活動を通じて把握した装備・活動環境のニーズを消防局にフィードバックします。団員の任免・活動報告といった現場の事務手続きを担います。
	初期対応・補完	大規模災害時の初期消火、避難誘導、情報収集など、消防局の活動を補完し、被害の軽減に貢献します。	訓練や出動に関する報酬の申請など、現場の会計事務を正確に処理します。

4

アクションプラン2023の概要(消防団関係部分抜粋)

(1) 事業名

持続可能な消防団体制の構築事業

(2) 事業内容

団員の確保を強化するとともに、効率的に活動できる環境と教育体制を整え、団員の定着と能力の向上を図ることで、地域に充実した防災指導を展開し、地域防災力を向上させる事業とする。

(3) 事業目標

消防団活動人数の増加

令和4年度(2022年度)：25,800人→ 令和9年度(2027年度)：32,000人

(4) 活動指標

消防団サポートアプリの登録率90%

(5) 計画事業費

45百万円(5カ年計)

(6) 事業実施期間

令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)

	事業項目	取組事業
1	活動環境の向上	●消防団業務のDX化推進事業（消防団業務サポートアプリの導入） ●マイカー活用による効率的な団活動推進事業（団活動マイカー保険の加入）
2	教育体制の充実	●札幌市地域防災指導員養成・フォローアップ研修
3	地域防災指導の強化	●札幌市地域防災指導員による防災指導

1

「第1次札幌市消防団ビジョン」の取組結果

第1次消防団ビジョン(2016-2025年度)では、札幌市消防団が掲げる「理念」を頂点とし、3つの「消防団が目指すべき将来像」、目指すべき将来像を実現するための「5つの基本方針」を定めることで、札幌市消防団が進むべき道を具現化していくという構成になっていました。

項目	内容	
理念	地域に安全と安心を提供できる強固な組織を目指す	
将来像 1	専門的な技術、防火・防災知識を有した消防団	
将来像 2	地域と一体となって活動する消防団	
将来像 3	魅力あふれる消防団	
基本方針 1	災害対応能力の向上	方向性①：大規模災害への対応強化を目指す。
基本方針 2	効果的な予防活動の推進	方向性②：地域防災力の向上を目指す。 方向性③：広報・パトロール等により火災の減少を目指す。 方向性④：応急手当指導により救命率の向上を目指す。
基本方針 3	装備・施設の充実強化	方向性⑤：装備の充実強化を目指す。 方向性⑥：装備及び施設の効果的な活用を目指す。
基本方針 4	教育訓練の充実強化	方向性⑦：一貫した訓練体系により災害対応力のレベルアップを図る。 方向性⑧：地域住民への指導力レベルアップを図る。 方向性⑨：次世代を担う団員の育成を図る。
基本方針 5	消防団組織の活性化	方向性⑩：若年層の入団促進を推進し、持続可能な消防団組織を目指す。 方向性⑪：活動しやすい環境づくりを推進し、魅力的な消防団組織を目指す。

5つの基本方針は、11の方向性とそれぞれ具体的な取組例を示すことで、消防団の事業計画内容を具体化するものでした。

本ビジョンに基づき、災害対応能力の向上のための訓練体系の構築、装備・施設の計画的な更新、団員確保に向けた広報活動の展開など、多岐にわたる施策が推進されました。

しかしながら、ビジョン策定から10年が経過し、少子高齢化・人口減少といった社会情勢の急速な変化に加え、団員の活動に対する期待値や価値観の多様化に伴い、以下の課題が第2次消防団ビジョンで克服すべき重要な論点として顕在化しています。

(1) 組織基盤の構造的な課題の継続

団員数の減少と平均年齢の上昇傾向を十分に抑止できず、組織の持続可能性に対し、新たな懸念として継続しています。小型ポンプの整備は進んだものの、活動拠点となる詰所等の施設更新計画が未着手であるなど、活動基盤の強化にも課題を残しています。

(2) 組織運営の信頼性向上への要請

団員の能力評価・検証体制の未整備、あるいは昇任基準の不明確さなど、組織の制度・仕組みに起因する課題が残存しています。これらの透明性・公平性に関する団員の要請に対応し、活動継続意欲を高めるためには、人事管理体制の構築を含めた環境整備を通じて、組織運営の信頼性を向上させることが不可欠です。

(3) 目標管理の仕組みの課題

「将来像」という概念が抽象的であったため、施策の達成度を測る具体的な数値目標(成果指標)の設定に至りませんでした。これにより、施策のPDCAサイクル※35を効果的に機能させることが難しく、実行性と評価の仕組みを確立することが課題となりました。

これらの課題や教訓を踏まえ、第2次消防団ビジョンでは、上位計画と連動した「市民貢献の明確化」、そして組織の「実行管理と信頼性の高い組織体制の確立」を核とした、より実効性の高い計画へと再構築を図る必要があります。

2 ビジョンの理念と基本目標

このビジョンは、第4章で明確にした札幌市における消防団の位置付けと役割を果たすため、今後10年間で組織が目指すべき最も上位の目標と、それを実現するための戦略的な柱を定めます。

(1) 理念 (組織の目指す姿)

項目	内容
	「札幌市の安全・安心なまちづくり」を支え、地域と連携しながら、市民の信頼に応える強靱な消防団

(2) 基本目標 (理念実現のための3つの戦略的な柱)

項目	内容	役割
基本目標1	高度な知識・技術による災害対応能力の確立	消防機関としての活動の根幹となる機能の強化を図る。
基本目標2	地域と連携した効果的な地域防災力の強化	まちづくり戦略で求められる「共助」を推進し、地域社会への貢献を最大化する。
基本目標3	持続可能な活動を支える組織基盤の確立	団員減少時代において、組織の維持と、公平で透明な活動環境を整備する。

3 重点施策と具体的な取組

基本目標を実現するため、組織として今後10年間で重点的に取り組むべき5つのテーマ(重点施策)と、具体的な取組を定めます。

(1) 重点施策1 : 災害対応力の強化

項目	具体的な取組	該当する基本目標
1-1	地震や風水害など札幌市の被害想定に基づく、実践的な図上訓練や実動訓練を実施する。	基本目標1
1-2	常備消防との合同訓練を、現場の指揮・情報伝達に焦点を当てて強化し、連携体制を確立する。	基本目標1
1-3	スマートフォンアプリの活用を訓練に組み込み、情報収集・伝達・指令系統のデジタル運用に習熟する。	基本目標1 基本目標3
1-4	通常災害時の出動基準を活動実態に即して整理・合理化し、団員負荷の軽減と大規模災害対応訓練への注力強化を図る。	基本目標3

※35 【PDCA サイクル】業務や活動を継続的に改善する管理手法。Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の4段階を繰り返すこと。実施結果を振り返り、次回の計画に反映させるサイクルを回すことで、業務の質や効率を段階的に高めていくことを目的とする。

(2) 重点施策2 : 地域防災力向上への貢献

項目	具体的な取組	該当する基本目標
2-1	「札幌市地域防災指導員」の活動機会を拡大し、地域からの要請に応える体制を強化する。	基本目標 2
2-2	自主防災組織、学校、企業など、地域の中核となる団体の防災訓練・指導を積極的に実施する。	基本目標 2
2-3	地域特性を考慮したハザードマップ活用型の指導や最新情報に基づく広報を展開する。	基本目標 2

(3) 重点施策3 : 装備・施設の計画的な整備

項目	具体的な取組	該当する基本目標
3-1	消防団施設（詰所・機具庫）の老朽化に対し、公共施設再編の方針や消防庁舎改築見通しを踏まえた効果的かつ効率的な整備計画を検討する。	基本目標 3
3-2	更新された軽可搬消防ポンプをはじめとする各種資機材を最大限に活用するため、マニュアルの更新や習熟訓練を定期的に実施する。	基本目標 3
3-3	大規模災害時を想定し、通信機能や個人装備などの安全・安心を確保するための資機材の整備・拡充を検討する。	基本目標 1 基本目標 3

(4) 重点施策4 : 体系的な教育訓練の実施

項目	具体的な取組	該当する基本目標
4-1	指揮幹部に対し、大規模災害時の指揮能力に加え、組織マネジメントやハラスメント防止など、平時・有事双方の総合的な組織対応能力向上研修を重点的に実施する。	基本目標 1 基本目標 3
4-2	階級や経験に応じた既存の学校研修を基礎とし、現場での習熟度を継続的に評価・検証する仕組みを確立し、活動に必要な能力水準を維持する。	基本目標 1 基本目標 3
4-3	札幌市地域防災指導員に対し、防災教育の指導手法や最新の知識に関するフォローアップ研修を実施する。	基本目標 2

(5) 重点施策5 : 多様な団員確保と組織の維持

項目	具体的な取組	該当する基本目標
5-1	若年層（学生、社会人）をターゲットとしたターゲット別広報・アプローチを強化する。	基本目標 3
5-2	女性団員などの多様な団員が活躍できるよう、活動内容の多様化と装備品の改良等を推進する。	基本目標 3
5-3	事務手続きや訓練、会議等にICT 技術を積極的に導入し、業務全般の効率化と団員の活動負担の軽減を図る。	基本目標 3
5-4	消防団と親和性のある業界や事業所、大学等への団員確保に向けたアプローチを強化する。	基本目標 3
5-5	昇任等の判断基準として、所属団員の能力や活動状況を把握できる仕組みの導入等により、若手・中堅団員が意欲を持って昇任できる環境を整える。	基本目標 3
5-6	ベテラン団員が培ってきた知見の継承を図るとともに、時代の変化に応じた「より開かれた組織運営」を推進し、次世代へ円滑に役割を引き継ぐ体制を整備する。	基本目標 3

本ビジョンでは、戦略の実効性を確保し、施策の推進状況を組織内で客観的に把握するため、以下のコアな成果評価軸を設定します。これらの指標は、組織の構造的課題(団員確保・若返り)と、機能強化の進捗に直結します。

なお、その他の目標値は、組織全体における目標設定・進捗管理の円滑化を図るため、中期実施計画や個別計画で定めます。

評価の視点 (指標項目)	測定目的	現状値(ビジョン策定時の直近3か年平均値)	10年後 目標値	備考 (目標設定の根拠・方向性)
A. 新規入団者に占める20～30代の割合	組織の若返り度を測る。	[51%]	[60% 以上]	団員確保施策の重点対象層であり、組織の将来的な活力を左右する。
B. 20～30代の入団5年後の継続活動者の割合	若年層の定着度を測る。(信頼性向上施策の効果)	[38%]	[55% 以上]	団員のモチベーション維持や人事制度の有効性を客観的に示す指標
C. 大規模災害を想定した実践的訓練への延べ参加率	団員の災害対応能力の進捗を測る。	[32%]	[50% 以上]	市民貢献(機能強化)の明確化を図る上で、訓練成果は重要

本ビジョンで定めた目標は、成果評価軸に基づき客観的に検証され、その進捗と達成度は組織内で共有されます。この評価結果を次期の中期実施計画や個別事業に反映させることで、継続的な改善サイクルを確立し、ビジョンの実効性を高めます。そして、このプロセスを通じて説明責任を果たすことが、市民の信頼に応える強靱な消防団の実現に向けた着実な歩みを可能にします。

【発行・お問い合わせ先】

札幌市 10 消防団連合協議会事務局
〒064-8586 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目
札幌市消防局内
TEL 011-215-2020

【データ出典・参考資料】

本冊子の作成にあたり、以下のデータ・資料を引用・参考としています。

- ・札幌市「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン」
- ・札幌市「中期実施計画（アクションプラン）」
- ・札幌市「札幌市地域防災計画」
- ・札幌市「札幌市国民保護計画」
- ・札幌市「第 4 次地震被害想定」
- ・札幌市消防局「消防年報」
- ・札幌市消防局「火災統計」